

# 大石田町地域防災計画

## 【資料編・様式編】



# 〔目 次〕

資 料 編 .....	1
資料1 大石田町防災会議 .....	3
資料2 大石田町災害対策本部条例 .....	5
資料3 大石田町〇〇災害対策本部設置要領（例） .....	7
資料4 大石田町災害弔慰金の支給等に関する条例 .....	8
資料5 被害判定基準 .....	16
資料6 災害対策用臨時ヘリポート設定基準 .....	19
資料7 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定 .....	20
資料8 過去の災害記録 .....	22
資料9 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 .....	26
資料10 砂防指定地 .....	28
資料11 地すべり防止区域（国土交通省所管） .....	29
資料12 急傾斜地崩壊危険区域 .....	29
資料13 地すべり危険箇所 .....	30
資料14 急傾斜地崩壊危険箇所 .....	30
資料15 土石流危険溪流 .....	31
資料16 山地災害危険地区 .....	32
資料17 なだれ危険箇所 .....	34
資料18 ため池一覧 .....	35
資料19 重要水防箇所 .....	36
資料20-1 避難所予定場所調 .....	40
資料20-2 避難地予定場所調 .....	42
資料20-3 要配慮者利用施設 .....	42
資料21 水道水の緊急応援要請事務手続要領 .....	43
資料22 ヘリコプター発着可能場所 .....	44
資料23 報道機関 .....	45
資料24 消防団員の班編制 .....	46
資料25 気象庁震度階級関連解説表 .....	47
資料26 災害救助法適用基準 .....	52
資料27 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表 .....	54
様 式 編 .....	59
山形県災害報告取扱要領 .....	61
様式1 災害速報 .....	65
様式2 人的被害情報 .....	66
様式3 住家・非住家被害情報 .....	67
様式4 住民避難情報 .....	68
様式5 道路規制情報 .....	69
様式6 河川被害情報 .....	70
様式7 土砂災害情報 .....	71
様式8 ライフライン被害情報 .....	72
様式9 その他被害情報（ 関係） .....	73
様式10 生活救援関係情報 .....	74
様式11 医療救護関係情報Ⅰ .....	75
様式12 医療救護関係情報Ⅱ .....	76
様式13 医療救護関係情報Ⅲ .....	77
様式14 災害報告（中間・確定） .....	78

様式15	災害年報	79
様式16	職員応援要請書	81
様式17	臨時雇上げ人夫勤務状況表	82
様式18-1	(1) 公用令書	83
様式18-2	(2) 公用変更令書	84
様式18-3	(3) 公用取消令書	84
様式19	輸送記録簿	85
様式20	燃料及び消耗品受払簿	85
様式21	救護班活動状況簿	86
様式22	救護班診療記録簿	86
様式23	病院診療所医療実施状況	87
様式24	医薬品衛生材料受払状況簿	87
様式25	救護班医薬品衛生材料使用簿	88
様式26	助産台帳	88
様式27	避難所収容者名簿	89
様式28	避難者名簿(世帯単位・帰宅困難者)	90
様式29-1	避難所状況報告書(初動期用)	91
様式29-2	避難所状況報告書(第 報)	92
様式30	物資依頼伝票	93
様式31	避難所用物品受払簿	94
様式32	食料供給関係受信票 兼 処理表	95
様式33	食料処理台帳	96
様式34	米飯炊き出し実施状況簿	97
様式35	米飯炊き出し用物品借用(調達)簿	98
様式36	食料品現品給与簿	99
様式37	食料品及び物資購入計画配分表	100
様式38	生活必需品給与状況簿	101
様式39	障害物除去の実施状況記録簿	102
様式40	障害物除去該当者	102
様式41	死体搜索台帳	103
様式42	死体処理台帳	103
様式43	埋葬台帳	104
様式44	住宅応急修理該当者調	104
様式45	住宅応急修理記録簿	105
様式46	応急仮設住宅入居者該当調	105
様式47	応急仮設住宅台帳	106
様式48	被災教科書一覧表	106
様式49	学用品購入(配分)計画表	107
様式50	学用品給与状況簿	107
様式51	罹災者台帳	108
様式52	災害罹災者調査原票	109
様式53	罹災証明申請書	110
様式54	罹災証明書	111
様式55	罹災者台帳	112
様式56	陸上自衛隊の災害派遣について(依頼)	114
様式57	陸上自衛隊の災害派遣の撤収について(依頼)	115

# 資料編



## 資料 1 大石田町防災会議

### ○大石田町防災会議条例

(昭和38年7月10日大石田町条例第14号)

改正 昭和44年10月1日条例第20号 昭和51年3月25日条例第8号  
昭和53年3月24日条例第4号 昭和57年6月29日条例第18号  
平成10年3月13日条例第12号 平成12年3月15日条例第19号  
平成14年6月17日条例第16号 平成19年3月6日条例第2号  
平成25年9月9日条例第23号 平成28年3月11日条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、大石田町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大石田町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務  
(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者2名以内
  - (2) 山形県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者3名以内
  - (3) 山形県警察の警察官のうちから町長が任命する者1名
  - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者12名以内
  - (5) 教育長、教育文化課長
  - (6) 消防団長、尾花沢市消防署大石田分署長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関等の職員のうちから町長が任命する者11名以内
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者5名以内
- 6 委員の任期は、町長が別に定める。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、山形県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第5条 防災会議の庶務は、総務課において処理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和44年10月1日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年7月1日から適用する。

附 則 (昭和51年3月25日条例第8号)

この条例は、昭和51年4月1日より施行する。

附 則 (昭和53年3月24日条例第4号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年6月29日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年3月13日条例第12号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月15日条例第19号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年6月17日条例第16号)

この条例は、平成14年7月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月6日条例第2号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年9月9日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月11日条例第5号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。



## 資料2 大石田町災害対策本部条例

(昭和38年7月10日大石田町条例第15号)

改正 昭和44年10月1日条例第21号 昭和53年3月24日条例第12号

平成10年3月13日条例第13号 平成14年6月17日条例第16号

平成23年9月12日条例第17号 平成28年3月11日条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、大石田町災害対策本部に関し必要な事項を目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(庶務)

第4条 災害対策本部の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年10月1日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年7月1日から適用する。

附 則（昭和53年3月24日条例第12号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月13日条例第13号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成14年6月17日条例第16号）

この条例は、平成14年7月1日から施行する。

附 則（平成23年9月12日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月11日条例第5号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 資料3 大石田町〇〇災害対策本部設置要領（例）

（災害対策基本法によらない対策本部を設けた場合）

### 第1 目 的

町は、災害に対する諸般の対策を統一、かつ関係各機関及び団体との緊密な連絡調整を図り総合的に推進するため、大石田町〇〇災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

### 第2 設置期日

年 月 日

### 第3 任 務

対策本部は、町内における災害に対応するため被害状況の的確な把握及び災害対策の総合的な推進にあたる。

### 第4 構 成

- 1 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 2 本部長には副町長、副本部長には教育長及び総務企画課長をあてる。
- 3 本部長は、対策本部の事務を統括する。

### 第5 本部員会議

- 1 本部長、副本部長及び本部員をもって本部員会議を構成する。
- 2 本部員会議は、第3に掲げる任務を達成するため、被害状況の把握、災害対策の計画及びその推進について調整を行う。

### 第6 幹 事

- 1 対策本部に幹事を置くものとし、本部長が指名するものをあてる。
- 2 幹事は、対策本部の所掌する事務について本部員を補佐する。

### 第7 事務局

- 1 対策本部に事務局を置く。
- 2 事務局長には、町民税務課長をあてる。

### 第8 その他

この要領に定めるもののほか、対策本部の運営、活動、報告は、大石田町地域防災計画に準じて行う。

## 資料4 大石田町災害弔慰金の支給等に関する条例

○大石田町災害弔慰金の支給等に関する条例

(昭和49年8月15日大石田町条例第21号)

改正 昭和50年3月26日条例第10号 昭和57年6月29日条例第16号  
昭和59年9月22日条例第27号 平成19年12月17日条例第22号  
平成25年9月9日条例第24号 平成31年3月7日条例第3号  
令和元年9月5日条例第15号

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

### 第2章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第3条 町は、町民が、令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
  - (ア) 配偶者
  - (イ) 子
  - (ウ) 父母
  - (エ) 孫
  - (オ) 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当額支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には、支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったこと、その他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円をそれぞれ上限とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

#### 第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町長は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ次のいずれかに該当する場合

(ア) 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

(イ) 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

(ウ) 住居が半壊した場合 270万円

(エ) 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

(ア) 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円

(イ) 住居が半壊した場合 170万円

(ウ) 住居が全壊した場合（（エ）の場合を除く。） 250万円

(エ) 住居の全体が滅失若しくは、流失した場合 350万円

(3) 第1号の（ウ）、又は前号の（イ）、若しくは、（ウ）において、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合には「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項かっこ書きの場合は、5年）とする。

(利率及び保証人)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内で町長が定める率とする。

2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者はいつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年7月1日から適用する。

附 則（昭和50年3月26日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年6月29日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年9月22日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和59年4月1日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった町民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（平成19年12月17日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年9月9日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月7日条例第3号）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月5日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

○災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

(昭和49年8月29日大石田町規則第10号)

改正 昭和59年9月22日規則第10号 平成31年3月7日規則第5号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、大石田町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年大石田町条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手續)

第2条 町長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明者を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手續)

第4条 町長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（別紙様式第1号）を提出させるものとする。



#### 第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（別紙様式第2号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他町長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書（別紙様式第3号）を、借入申込者に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書（別紙様式第4号）を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した借用書（別紙様式第5号）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 町長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（別紙様式第6号）を町長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した申請書（別紙様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（別紙様式第8号）を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（別紙様式第9号）を当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書（別紙様式第10号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（別紙様式第11号）を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（別紙様式第12号）を、当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した申請書（別紙様式第13号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

（1）借受人の死亡を証する書類

（2）借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（別紙様式第14号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書（別紙様式第15号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を町長に氏名等変更届（別紙様式第16号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年7月1日から適用する。

附 則（昭和59年9月22日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和59年4月1日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった町民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（平成31年3月7日規則第5号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

様式（省略）

[別紙参照]

## 資料5 被害判定基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、次表のとおりとする。

被害区分		判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものあるいは死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在が不明であり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
	重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち「重傷者」とは、1カ月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1カ月未満で治療できる見込みの者とする。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位 (同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別居であれば2世帯とし、寄宿舎、下宿、これに類する施設に宿泊し、共同生活を営んでいるものは原則として1世帯とする。)
	全壊 全焼 全流出	住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価50%以上に達した程度のものとする。
	半壊 半焼	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被災額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	床上浸水	住家の床上以上浸水したもの及び全壊等半壊等に該当しないが土砂、竹木等のたい積等のため一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	「床下浸水」は、住家の床以上に達しない浸水程度のものとする。
	一部破損	半壊、半焼にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただしガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
非住家の被害	公共建物	官公署庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物で、この基準中他の被害区分に属さないものとする。
	その他	土蔵、倉庫、車庫、納屋等の建物とする。これらの施設に常時人が居住している場合には当該部分は住家とする。
その他の被害	流失埋没	耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったものとする。
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校および幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法（昭和23年法律第20号）第1条に規定する病院及び診療所とする。

被害区分		判定基準
その他の被害	橋梁	道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第176号）が適用され、若しくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数とする。
	清掃施設	ごみ処理およびし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	動力船で船体が没し、航行不能となったもの、流失し、所在不明となったもの及び修理しなければ航行不能の被害。
	電話	通話不能になった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数とする。
ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
建物	建物	地震又は火山噴火の場合のみ報告すること。
	危険物	
	その他	
罹災者	罹災世帯数	災害により被害を受け、通常的生活を維持することができなくなった生計を一つにしている世帯で全壊、半壊及び床上浸水により被害を受けた世帯とする。
	罹災者数	罹災世帯の構成員とする。
災害の態様	地すべり	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第1項に規定する現象をいうものとする。
	がけ崩れ	がけ地の崩壊をいうものとする。
	土石流	河床勾配が1/20以上の溪流において、水を含んだ土砂等が下流へ移動する現象をいうものとする。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設をいうものとする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設および共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾および漁港とする。

被害区分		判定基準
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設および公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村数	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設およびその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
被害金額	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害が、例えば、工業原材料、商品、生産機械・器具とする。
	商工建物被害	商店、工場等の被害をいうものとする。住宅と併用の場合は住宅部分を除いた被害額とする。
	鉄道施設被害	鉄道施設の被害とする。
	電信電話施設被害	電信電話施設の被害とする。
	電力施設被害	電力施設の被害とする。

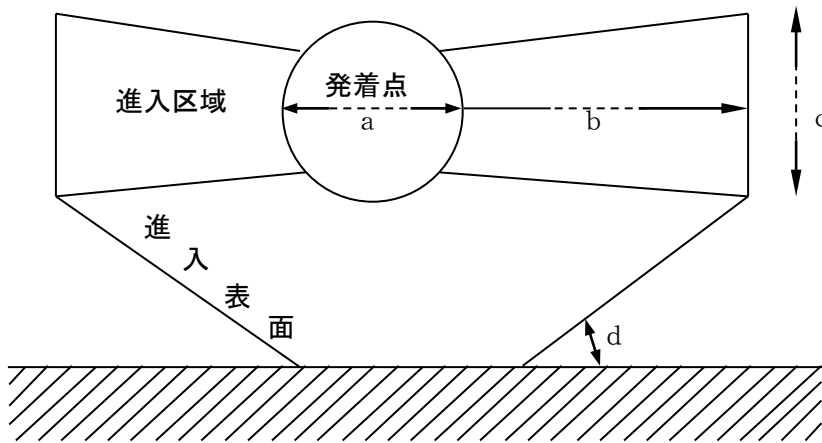
- (注) 1 「水道」、「電話」、「電気」および「ガス」の被害は、災害中間報告にあつては、報告時点で判明している最新の数値を記入するものとし、災害確定報告にあつては、被害の最大値を記入するものとする。
- 2 「地すべり」、「がけ崩れ」および「土石流」の箇所は、防止施設、人命、住家、公共的建物に被害があつたものとする。
- 3 被害額については、原則として施設等にあつては、その再取得価額又は復旧額とし、生産物については、時価とする。なお、公立文教施設、農林産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設で査定済みのものについては、その査定済額を記入し、未査定額はカッコ書きとするものとする。

## 資料6 災害対策用臨時ヘリポート設定基準

ヘリコプターは、風に向かって約12度の上昇角、降下角で離着陸するものであることなどから、ヘリポートの設定については、次のことを十分考慮する必要がある。

- (1) 仰角9度の線上400m幅20mにわたって障害物がないこと。
- (2) 地面は堅固で傾斜6度以内であること。
- (3) ヘリポート近くに、上空から確認し得る風の方向を示す吹き流し、または旗をたてること。
- (4) 離着陸時は風圧等により危険があるので、人を接近せしめないようにすること。
- (5) 着陸地点には、石灰等を用いてHの記号を標示して着陸中心を示すこと。
- (6) 物資を輸送する場合は、とう載量を超過しないため重量計を準備すること。

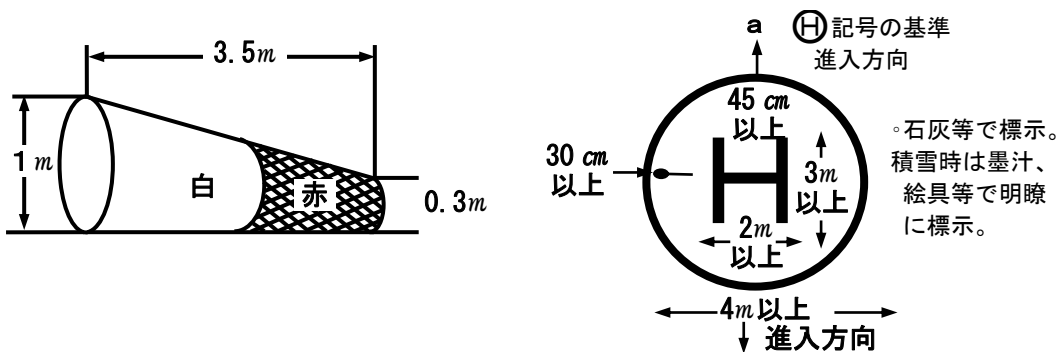
ヘリポートの設定基準



ヘリコプター発着点の所要地積

	a (m)	b (m)	c (m)	d (度)
中全 (中型全日)	75	400	75	9
中昼 (中型昼のみ)	50	400	50	9
小全 (小型全日)	45	400	15	12
小昼 (小型昼のみ)	30	400	15	12

風の方向が分かるようヘリポートの近くに吹き流しを立てる。標準寸法は図の通りである。



## 資料7 大規模災害時の山形縣市町村広域相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県内市町村（以下「市町村」という。）において、地震等による大規模災害が発生した場合に、市町村間の相互応援を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(連絡担当課の設置)

第2条 市町村は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは速やかに相互に連絡するものとする。

(応援調整市町村の設置)

第3条 市町村は、大規模災害時に、被災市町村の応急応援を迅速、円滑に推進するため、あらかじめ地域ごとに応援調整市町村を定めておくものとする。

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置等を行うに当たって必要となる情報収集及び提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供等
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要となる資機材及び物資の提供等
- (4) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供等
- (5) 救援及び救助活動並びに応急措置に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の応援等
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供等
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第5条 応援を受けようとする市町村は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、口頭、電話又は電信等により迅速に要請を行うとともに、後日文書によって応援を行った市町村に速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 前条第2号から第4号までに掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第5号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項



(自主応援)

第6条 市町村は、大規模災害と認められる災害が発生し、被災市町村への応援を必要と認めたときは、要請を待たずに自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村は、応援調整市町村と十分な連絡調整を行うものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災市町村の負担とする。

(その他)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じて情報や資料を相互に交換するものとする。

2 この協定に定めない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、協議して定めるものとする。

第9条 この協定は、平成7年11月20日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、本協定書44通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成7年11月20日

## 資料8 過去の災害記録

### (1) 風水害等

※被害状況は山形県の災害速報等による

年月日	災害の種類（要因）	被害状況と観測値
昭和19年（1944年） 7月19日～21日	洪水害、浸水害 （日本海低気圧）	最上川下流域を中心に死者7名、負傷者55名、住家流失24棟、家屋全壊70棟、家屋半壊106棟、床上浸水3,032棟、堤防破損300か所、橋りょう流失451か所等 ※7月19日～21日の総雨量 大石田284.1mm（19日113.1mm）、寒河江140.7mm（19日85.7mm）、大谷（朝日町）241.4mm（19日143.6mm）、楯岡169.2mm（20日78.4mm）
昭和31年（1956年） 7月14日～16日	洪水害、浸水害 （前線、日本海低気圧）	村山と置賜を中心に死者5名、負傷者16名、家屋全壊半壊45棟、床上浸水4,102棟、堤防決壊98か所、橋りょう流失74か所等 ※7月14日～16日の総雨量 寒河江106.6mm（16日48.0mm）、澤口（大江町）184.4mm（16日96.5mm）、大石田90.5mm（14日45.8mm）
昭和32年（1957年） 12月13日	強風害 （日本海低気圧、急速に発達）	県内で死者・行方不明3名、負傷者32名、住家全壊36棟 ※新庄の12月13日の観測値 日最大風速 南西20.8m/s 日最大瞬間風速 南西26.0m/s
昭和33年（1958年） 7月27日～28日	洪水害、浸水害 山がけ崩れ害 （前線、（台風））	県内の死者1名、負傷者3名、行方不明1名、家屋全壊17棟、半壊14棟、床上浸水1,223棟、床下浸水2,809棟、土砂崩れ33か所、橋りょう流失34か所等 ※7月27日～28日の総雨量 鳥海山534mm（28日304mm）、古口（戸沢村）392.0mm（28日269.0mm）、楯岡92.4mm（27日72.4mm）、新庄180.2mm（27日102.4mm）、尾花沢102.8mm（27日73.8mm）
昭和33年（1958年） 9月26日～27日	台風22号（狩野川台風）	主な被災地域：最上川沿いの町内全域 床上浸水6棟、床下浸水27棟、田畑流出・冠水109ha
昭和36年（1961年） 9月16日	第二室戸台風	県内全域の被害：負傷者87名、全壊・流出145棟、半壊516棟、一部損壊21,897棟、非住家損壊11,451棟、橋梁損壊3か所
昭和42年（1967年） 8月28日～29日	（羽越豪雨） 洪水害、浸水害 山がけ崩れ害 （停滞前線）	軽傷者5名、住家全壊・流失5棟、住家床上浸水691棟、床下浸水160棟（災害救助法適用） 置賜と村山を中心に死者6名、行方不明2名、負傷者137名、家屋全壊流失204棟、半壊・床上浸水12,392棟、床下浸水12,327棟 ※8月26日～29日の総雨量 山形89.8mm（28日85.3mm）、天童72mm（16日60mm）、左沢78mm（28日65mm）、楯岡51mm（28日44mm）、小国593mm（28日532mm）
昭和44年（1969年） 8月7日～8日	洪水害、浸水害 （日本海低気圧停滞前線）	住家床上浸水248棟、床下浸水118棟（災害救助法適用） 村山・最上を中心に死者2名、負傷者8名、住家全壊・流失13棟、床上浸水1,074棟、床下浸水3,834棟 ※8月6日～8日の総雨量 新庄264.0mm（8日146.0mm）、天童155mm（7日108mm）、左沢122mm（7日106mm）、楯岡142mm（7日70mm）、豊里（鮭川村）303mm（7日175mm）

年月日	災害の種類（要因）	被害状況と観測値
昭和46年（1971年） 7月15日～17日	洪水害、浸水害 山がけ崩れ害 （停滞前線、台風）	鶴岡市、 <u>温海町</u> 、余目町、新庄市等死者4名、負傷者3名、家屋全壊6棟、半壊15棟、流失1棟、床上浸水1,279棟、床下浸水4,154棟、橋りょう流失44か所、堤防決壊48か所、山がけ崩れ121か所 ※7月15日～16日の総雨量 新庄203.5mm（16日170.5mm）、向町121mm（15日104mm）、金山161mm（15日144mm）、尾花沢73mm（15日55mm）
昭和49年（1974年） 4月24日	低気圧の通過による地すべり	主な被災地域：大浦地区 全壊・流出3棟、
昭和49年（1974年） 7月31日～8月1日	洪水害、浸水害 山がけ崩れ害 （寒冷前線）	住家半壊1棟、住家床上浸水8棟、床下浸水3棟 ※7月31日～8月1日の総雨量 新庄209.0mm（1日177.5mm）、金山213mm（31日163mm）、栗谷沢201mm（31日132mm）、鳥海山293mm（31日228mm）、尾花沢48mm（31日42mm）
昭和50年（1975年） 8月5日～8月7日	洪水害、浸水害 山がけ崩れ害 （寒冷前線）	県内の死者5名、（真室川、金山町）、負傷者28名 ※8月5日～8月7日の総雨量 向町118mm（6日91mm）、栗谷沢281mm（5日153mm）、尾花沢50mm（6日39mm）、金山228mm（5日134mm）、
昭和51年（1976年） 8月5日～8月7日	洪水害、浸水害 山がけ崩れ害 （日本海低気圧、前線）	住家床上浸水7棟、床下浸水25棟 山がけ崩れ4か所 村山と庄内を中心に行方不明1名、（大江町）、床上浸水566棟、床下浸水4,006棟、山がけ崩れ82か所 ※8月5日～8月7日の総雨量 新庄197.0mm（5日91.0mm）、左沢219mm（6日194mm）、尾花沢178mm（5日91mm）、楯岡154mm（6日123mm）
平成2年（1990年） 6月26日～28日	浸水害 山がけ崩れ害 （日本海低気圧停滞前線）	庄内、最上を中心に負傷者4名、全壊2棟、半壊1棟、床上浸水55棟、床下浸水331棟、山がけ崩れ50か所 ※6月25日～28日の総雨量 鳥海山514mm（27日392mm）、楯岡111mm（27日73mm）、新庄158.5mm（27日98.5mm）、尾花沢115mm（27日83mm）
平成9年（1997年） 6月27日～29日	洪水害、浸水害 山がけ崩れ害 （停滞前線、台線）	住家床上浸水2棟、床下浸水8棟 山がけ崩れ1か所、地すべり1か所 村山中心に住家全壊2棟、床上浸水9棟、床下浸水72棟、山がけ崩れ31か所 ※6月26日～29日の総雨量 尾花沢198mm（28日153mm）、金山112mm（28日60mm）、肘折204mm（28日138mm）、新庄129mm（28日87mm）
平成16年（2004年） 7月17日～18日	浸水害 山がけ崩れ害 （梅雨前線）	住家床下浸水3棟、 最上を中心に負傷者1名、床上浸水20棟、床下浸水249棟、山がけ崩れ49か所、避難者592名 ※7月16日～18日の総雨量 鳥海山417mm（17日285mm）、肘折112mm（17日95mm）、向町143mm（17日114mm）、尾花沢66mm（17日59mm）
平成19年（2007年） 6月29日	最上川洪水	最高水位：14.10m
平成19年（2007年） 9月7日	最上川洪水	最高水位：14.42m
平成21年（2009年） 9月6日	次年子（市の禿）地すべり	道路の全面通行止め
平成22年（2010年） 12月22日	大雨	最高水位：13.70m

年月日	災害の種類（要因）	被害状況と観測値
平成23年（2011年） 1月	平成22年度豪雪	最高積雪深：235cm、負傷者4名（重傷：1名、軽傷：3名）
平成23年（2011年） 6月23日	大雨	最高水位：13.74m
平成23年（2011年） 6月30日	大雨	主要地方道大石田畑線、町道大浦白鷺線が土砂崩れにより全面通行止め
平成23年（2011年） 9月21日	台風15号	最高水位：14.59m、豊田・川端・下宿・四日町、住家床下浸水2件、田畑8ha冠水
平成24年（2012年） 1月	平成23年度豪雪	最高積雪深：267cm、死者1名、負傷者6名（重傷：2名、軽傷：4名）、建物被害多数
平成24年（2012年） 3月7日	土砂崩れ	黒滝
平成24年（2012年） 3月24日	土砂崩れ	白鷺
平成24年（2012年） 4月3日～4日	強風害 （日本海低気圧、急速に発達）	県内で住家一部破損、農業施設倒壊・破損等 ※新庄の観測値 日最大風速 西20.0m/s（4日） 日最大瞬間風速 西南西34.7m/s（4日） ※尾花沢の観測値 日最大風速 西12.9m/s（4日） 日最大瞬間風速 北西22.2m/s（4日）
平成24年（2012年） 4月27日	土砂崩れ	川前
平成24年（2012年） 5月3日～4日	大雨	最高水位：14.48m、川端・下宿・大浦・豊田、被害なし
令和元年（2019年） 10月15日	台風19号	最高水位：15.64m 住家浸水被害1戸 人的被害なし 避難所開設2箇所
令和2年（2020年） 7月27日～29日	令和2年7月豪雨 大雨	最高水位：18.59m 住家浸水被害98戸 人的被害無し 避難所開設7箇所 町内断水7月29日～8月1日

(2) 雪害（最高積雪深 200cm以上）

年月日	最高積雪深	備考
昭和36年2月20日	207cm	
昭和41年2月8日	224cm	
昭和42年1月10日	265cm	
昭和43年2月4日	237cm	
昭和49年2月14日	249cm	
昭和52年2月2日	255cm	
昭和53年2月22日	253cm	
昭和55年2月22日	253cm	
昭和56年1月23日	202cm	
昭和57年2月10日	201cm	
昭和59年2月9日	223cm	
昭和61年2月11日	205cm	
昭和63年2月20日	215cm	
平成13年2月15日	250cm	
平成23年1月13日	235cm	
平成24年1月13日	267cm	
平成25年2月28日	279cm	豪雪により災害救助法適用
令和3年2月10日	212cm	

## (3) 地震

年月日	地震名	被害状況
昭和39年（1964年） 6月16日	新潟地震	13時15分津波注意報「ツナミオソレ」発表 県全体では庄内地方を中心に死者9名、重傷32名、軽傷67名、建物全壊512棟、半壊1,284棟 ※観測値 震度5：酒田市亀ヶ崎、震度4：尾花沢通報所 津波観測 鼠ヶ関350cm、酒田300cm 1.4m～4.7m（山形県津波災害対策基礎調査報告書）
昭和58年（1983年） 5月26日	日本海中部地震	12時14分津波警報「オオツナミ」発表。 漁船沈没9隻（酒田港、飛島）、文教施設23校（庄内地方21校）、停電563戸（酒田市内の変圧器故障）。 ※観測値 震度4：酒田市亀ヶ崎 津波観測 酒田82cm、鼠ヶ関19cm 0.7m～2.8m（山形県津波災害対策基礎調査報告書）
平成20年（2008年） 6月14日	岩手・宮城内陸地震	重傷1名（新庄市）、住家一部損壊（山形市）
平成23年（2011年） 3月11日	東北地方太平洋沖地震	死者2名（山形市）、重傷者6名（新庄市等）、軽傷者12名（新庄市等） 本町の被災状況は、震度5弱、停電：12日19：20迄、断水：12日2：30～14日20：00迄、建物被害3棟
平成23年（2011年） 4月7日	宮城県沖（7.2）	軽傷者1名（大石田町） 死者1名（尾花沢市）、重傷者2名（上市市、河北町）、軽傷者9名（尾花沢市等） 本町の被災状況は、震度5弱、停電：8日8：30迄、断水：8日3：00～9日1：40迄、建物・道路被害多数
令和元年（2019年） 6月18日	山形県沖地震	鶴岡市で震度6弱、酒田市、三川町、大蔵村で震度5弱 県内の重傷者3名、軽傷者25名、住家半壊4棟、一部破損940棟の被害

## (4) 最近の震度4以上（大石田町内）

年月日	震央地域名（マグニチュード）	大石田町内の震度
平成15年（2003年） 5月26日18時24分	宮城県沖（7.1）	震度4：大石田町緑町*
平成20年（2008年） 6月14日08時43分	（岩手・宮城内陸地震） 岩手県内陸南部（7.2）	震度4：大石田町緑町*
平成23年（2011年） 3月11日14時46分	三陸沖（9.0） （平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震）	震度5弱：大石田町緑町*
平成23年（2011年） 4月7日23時32分	宮城県沖（7.2）	震度5弱：大石田町緑町*
平成23年（2011年） 4月11日17時16分	福島県浜通り（7.0）	震度4：大石田町緑町*
令和3年（2021年） 2月13日23時08分	福島県沖（7.3）	震度4：大石田町緑町*

\*は地方公共団体又は独立行政法人防災科学技術研究所の震度観測点

## 資料9 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

山形県県土整備部砂防・災害対策課

### 土石流

大字等	箇所番号	箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		備考
			告示年月日	告示番号	告示年月日	告示番号	
大浦	22-01	ミズカミ沢	H21/03/24	第 242号	H21/03/24	第 248号	
次年子	22-06	泉谷	H21/03/24	第 242号			
次年子	22-07	仲沢	H21/03/24	第 242号			
次年子	22-08	カッコヤチ沢	H21/03/24	第 242号			
次年子	22-09	大里沢	H21/03/24	第 242号	H21/03/24	第 248号	
大浦	22-17	中ヶ袋沢	H21/03/24	第 242号			
大浦	22-19	最上沢1	H21/03/24	第 242号	H21/03/24	第 248号	
大浦	22-20	最上沢2	H21/03/24	第 242号	H21/03/24	第 248号	
横山	22-02	土江沢	H22/03/09	第 169号			
横山	22-15	黒滝1	H22/03/09	第 169号			
横山	22-16	黒滝2	H22/03/09	第 169号			
川前	22-18	水沢	H22/03/09	第 169号	H22/03/09	第 171号	
次年子	22-10	台沢	H23/03/25	第 216号			
次年子	22-11-01	丸木沢1	H23/03/25	第 216号	H23/03/25	第 221号	
次年子	22-11-02	丸木沢2	H23/03/25	第 216号	H23/03/25	第 221号	
次年子	22-11-03	丸木沢3	H23/03/25	第 216号	H23/03/25	第 221号	
次年子	22-12	カルコ谷津	H23/03/25	第 216号	H23/03/25	第 221号	
次年子	22-13	外楯沢	H23/03/25	第 216号	H23/03/25	第 221号	
大浦	22-21	ワラ口沢	H23/03/25	第 216号	H23/03/25	第 221号	
次年子	22-22	十二沢	H23/03/25	第 216号	H23/03/25	第 221号	
今宿	19-31	土生田沢	H28/03/18	第 300号			村山市、尾花沢市、大石田町

## 地すべり

大字等	箇所番号	箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		備考
			告示年月日	告示番号	告示年月日	告示番号	
川前	132	川前	H22/03/09	第 169号			
次年子	133	荒小屋	H23/03/25	第 216号			
次年子	134-1	荒屋敷-1	H23/03/25	第 216号			
次年子	134-2	荒屋敷-2	H23/03/25	第 216号			
次年子	135-1	小屋-1	H23/03/25	第 216号			
次年子	135-2	小屋-2	H23/03/25	第 216号			
次年子	136-1	外楯-1	H23/03/25	第 216号			
次年子	137-1	台-1	H23/03/25	第 216号			
次年子	137-2	台-2	H23/03/25	第 216号			
次年子	138-1	大里林-1	H23/03/25	第 216号			
次年子	138-2	大里林-2	H23/03/25	第 216号			
大浦	140-1	大浦-1	H23/03/25	第 216号			
大浦	140-2	大浦-2	H23/03/25	第 216号			
大浦	141	藁口	H23/03/25	第 216号			

## 急傾斜地の崩壊

大字等	箇所番号	箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		備考
			告示年月日	告示番号	告示年月日	告示番号	
大浦	1-3404	大浦	H21/03/24	第 242号			
川前	1-3403	川前	H22/03/09	第 169号	H22/03/09	第 171号	
大石田	1-3405-1	佐田町-1	H22/03/09	第 169号	H22/03/09	第 171号	
大石田	1-3405-2	佐田町-2	H22/03/09	第 169号			
大石田	1-3405-3	佐田町-3	H22/03/09	第 169号	H22/03/09	第 171号	
次年子	1-3401	小屋	H23/03/25	第 216号	H23/03/25	第 221号	
次年子	1-3402	外楯	H23/03/25	第 216号	H23/03/25	第 221号	
次年子	2-3401	荒屋敷1	H23/03/25	第 216号	H23/03/25	第 221号	

## 資料10 砂防指定地

山形県県土整備部砂防・災害対策課

番号	水系名	幹川名	砂防 指定地名	告示年月日	告知番号	指定面積 (ha)	備考
612	最上川	次年子川	次年子川	昭和42年11月30日	建告 3,934号	4.92	
613	最上川	次年子川	次年子川	昭和52年4月25日	建告 749号	9.35	
614	最上川	次年子川	次年子川	平成8年1月12日	建告 61号	2.87	
615	最上川	次年子川	仲沢	平成2年2月6日	建告 201号	1.13	
616	最上川	次年子川	泉谷	平成8年1月12日	建告 61号	0.83	
617	最上川	次年子川	外楯沢	平成12年11月28日	建告 2,229号	0.56	
618	最上川	次年子川	セナ沢	平成13年3月16日	建告 223号	0.58	
619	最上川	次年子川	セナ沢	平成4年1月30日	建告 140号	1.88	
620	最上川	次年子川	大里沢	平成25年3月13日	建告 230号	1.08	
621	最上川	川前川	川前川	昭和48年11月30日	建告 2,365号	1.60	
622	最上川	川前川	川前川	平成55年11月6日	建告 1,735号	2.33	
623	最上川	小平川	黒滝沢	平成5年8月11日	建告 1,686号	0.36	
624	最上川	最上川	黒滝一	平成14年3月7日	国告 142号	0.60	
625	最上川	最上川	里沢	平成14年5月8日	国告 360号	0.81	



## 資料11 地すべり防止区域（国土交通省所管）

山形県県土整備部砂防・災害対策課

番号	地すべり防止区域名	面積 (ha)	水系名	幹線名	溪流名	告示年月日	告示番号	備考
32	外楯	10.97	最上川	次年子川	次年子川	平成13年4月17日	国土交通省告示第501号	
33	大浦	32.81	最上川	最上川	最上川	昭和35年8月29日	建設省告示第1832号	
						昭和50年5月29日	建設省告示第917号	

## 資料12 急傾斜地崩壊危険区域

山形県県土整備部砂防・災害対策課

番号	急傾斜地崩壊危険区域名	地名	面積 (ha)	告示年月日	告示番号	備考
94	小屋	次年子	0.02	昭和57年9月22日	県告示第1605号	

### 資料13 地すべり危険箇所

山形県県土整備部砂防・災害対策課

番号	危険箇所名	幹川名	溪流名	所在地	面積(ha)
80	川前	最上川	最上川	大字川前字上ノ台	31.0
81	荒小屋	次年子川	次年子川	大字次年子字荒小屋	22.5
82	荒屋敷	次年子川	次年子川	大字次年子字荒屋敷	21.5
83	小屋	次年子川	次年子川	大字次年子字小屋	6.0
84	外楯	次年子川	次年子川	大字次年子字外楯	8.5
85	台	次年子川	次年子川	大字次年子字ダイ	13.0
86	大里林	次年子川	次年子川	大字次年子字大里林	37.5
87	外山	次年子川	外山川	大字大浦	25.0
88	大浦	最上川	最上川	大字大浦字中ヶ西	27.6
89	藁口	次年子川	藁口川	大字藁口	26.0
90	白鷺	最上川	最上川	大字大浦	53.0

### 資料14 急傾斜地崩壊危険箇所

山形県県土整備部砂防・災害対策課

番号	箇所名	大字	小字	延長(m)	勾配(°)	高さ
436	小屋	次年子		110	31	9
437	外楯	次年子	外楯	100	38	18
438	川前	川前		260	30	45
439	大浦	大浦		130	45	15
440	佐田町	佐田町		210	44	6
441	荒屋敷(1)	次年子	荒屋敷	90	38	20
442	荒屋敷(2)	次年子	荒屋敷	106	33	20

## 資料15 土石流危険溪流

山形県県土整備部砂防・災害対策課

番号	水系名	河川名	溪流名	所在地	流域面積 (km <sup>2</sup> )
				字	
509	最上川	最上川	ミズガミ沢	大浦字上ノ屋敷	0.06
510	最上川	最上川	里沢	横山字寺沢	0.04
511	最上川	次年子川	カッコヤチ沢	次年子字大里林	0.08
512	最上川	次年子川	大里沢	次年子字大里林	0.11
513	最上川	次年子川	丸木沢1	次年子字小屋	2.71
514	最上川	次年子川	カルコ谷津	次年子字外楯	0.03
515	最上川	次年子川	外楯沢	次年子字外楯	0.06
516	最上川	最上川	黒滝1	横山字黒滝	0.01
517	最上川	最上川	黒滝2	横山字黒滝	0.03
518	最上川	次年子川	泉谷	次年子字大里林	0.05
519	最上川	次年子川	仲沢	次年子字大里林	0.05
520	最上川	次年子川	台沢	次年子字台	0.03
521	最上川	最上川	中ヶ袋沢	大浦字中ノ袋	0.13
522	最上川	最上川	フランス沢	川前字榎本山	0.11
523	最上川	最上川	最上沢1	駒籠字中ヶ袋	0.05
524	最上川	最上川	最上沢2	駒籠字中ヶ袋	0.01
525	最上川	次年子川	ワラロ沢	ワラロ	0.02
526	最上川	次年子川	丸木沢2	次年子字台小屋	0.36
527	最上川	最上川	黒滝沢	横山字黒滝	0.62

## 資料16 山地災害危険地区

### 山腹崩壊危険地区

山形県農林水産部森林ノミクス推進課

番 号	大 字	字	面積 (ha)
341-1	大浦	炭山	4.00
341-2	次年子	台	1.00
341-3	川前	ハゲツ山	1.00
341-4	横山	黒滝沢	4.00
341-5	横山	近江口山	4.00
341-6	田沢	仲山	2.00
341-7	次年子	台	4.00
341-8	次年子	境ノ上	1.00

### 崩壊土砂流出危険地区

山形県農林水産部森林ノミクス推進課

番 号	大 字	字	面積 (ha)
341-1	次年子	松岡平	75.00
341-2	次年子	ゲンゾク	89.00
341-3	次年子	丸木沢	162.00
341-4	次年子	森合	43.00
341-5	大浦	矢の沢	23.00
341-6	大浦	中ヶ袋	14.00
341-7	横山	黒滝沢	4.00
341-8	横山	松ヶ沢	60.00
341-9	田沢	小寺沢	59.00
341-10	田沢	北沢	160.00
341-11	横山	黒滝	32.00
341-12	次年子	十二沢	40.00
341-13	大浦	大沢	12.00
341-14	次年子	小平	65.30
341-15	次年子	神山	3.00
341-16	大浦	猪山	9.23

## 地すべり危険地区

山形県農林水産部森林ノミクス推進課

番 号	大 字	字	面積 (ha)
341-1	次年子	峯小平	14.00
341-2	次年子	小平	56.00
341-3	次年子	東畑	17.00
341-4	横山	黒滝沢	7.00

## 地すべり危険地区（法指定）

山形県農林水産部森林ノミクス推進課

	指定年月日	告示番号	面積 (ha)
(林) 2 341-1	昭33.12.10	1,032	14.00
(林) 27 341-2	昭38.6.12	770	55.70
(林) 73 341-4	平9.11.25	1,696	7.13
(建) 村1	昭35.8.29	1,832	32.80
	昭50.5.29	917	
(国) 村1	平13.4.17	501	10.97

## 資料17 なだれ危険箇所

山形県農林水産部森林ノミクス推進課

番号	大字	字	面積 (ha)
341-1	横山	黒滝	1.20
341-2	大浦	炭山	0.60
341-3	大浦	セビツ	0.70
341-4	次年子	台小屋	1.20
341-5	次年子	荒小屋	0.90
341-6	横山	黒滝	0.90

## 資料18 ため池一覧

山形県建設部北村山河川砂防課

No.	ため池名	所在地	型式	目的	堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (m <sup>3</sup> )	受益面積 (ha)	築造年	管理者	備考
1	小山ヶ沢堤	田沢 字桧沢	アースダム (前刃金)	灌漑	17.5	157.3	361,300	60.2	1951	横山土地改良区	H4～12 老朽ため池事業
2	大堤	田沢	アースダム	灌漑	8	400	360,000	133.8	1600年代	横山土地改良区	S49～51 老朽ため池事業
3	新堤	田沢	アースダム	灌漑	5.8	111	38,000	35	1600年代	横山土地改良区	S54～56 老朽ため池事業
4	大手沢堤	横山	アースダム	灌漑	7.3	61.5	42,000	62	1600年代	横山土地改良区	S54～55 老朽ため池事業
5	塩ノ沢堤1	横山	アースダム	灌漑	8.2	55.5	20,000	44	1800年代	横山土地改良区	S59～H3 老朽ため池事業
6	塩ノ沢堤2	横山	アースダム	灌漑	10.8	37	21,000		1800年代	横山土地改良区	S59～H3 老朽ため池事業
7	北目堤	鷹巣		灌漑							
8	水上堤	大浦		灌漑							
9	丑ノ沢堤	今宿		灌漑							

## 資料19 重要水防箇所

令和元年度 重要水防箇所別調書（国）

河川名	距離標		地区名及び 左右岸別	図面 番号 評定 種別 及び	令和元年度評定				平成30年度評定				対策水 防工 法名	変 更 理 由 等	関 連 計 画 等	測 所 水 防 警 報 対 象 観
	河口か らの距 離	新庄距 離標			堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)					
					A	B	A	B	A	B	A	B				
最 上 川	75.7 76.9	(48.2) (49.4)	白鷺左 岸	堤防高(流 下能力)大 一⑦		1,007 1,007				1,007 1,007			積土の う工	(流下能 力)	堀内	
	78.9 79.5	(51.4) (52.0)	大浦左 岸	堤防高(流 下能力)大 一⑧		686 686				686 686			積土の う工		堀内	
				法崩れ大 一⑧		686 0			686 0		土のう 羽口工	堤防詳細 点検結果 裏法すべ り破壊の 恐れ重点 監視区間				
	79.70	(52.20)	大浦・ 駒籠左 右岸	大浦橋大 一⑨				1				1	警戒巡 視	(流下能 力)	堀内	
	79.7 80.2	(52.2) (52.7)	駒籠右 岸	堤防高(流 下能力)大 一⑩	410 410					410 410			積土の う工	(家屋箇 所を対象) (無堤区 間)	堀内	
				堤防断面大 一⑩	410 0			410 0		築き廻 し工	(家屋箇 所を対象) (無堤区 間)					
	80.0 80.7	(52.5) (53.2)	川前左 岸	堤防高(流 下能力)大 一⑪	556 556					556 556			積土の う工	(家屋箇 所を対象) (無堤区 間)		
				堤防断面大 一⑪	556 0			556 0		築き廻 し工	(無堤区 間)					
	80.8 82.7	(53.3) (55.2)	川前左 岸	堤防高(流 下能力)大 一⑫		1,670 1,670				1,670 1,670			積土の う工			
	80.8 82.2	(53.3) (54.7)	川前左 岸	漏水大 一⑬		1,410 0				1,410 0			月輪工 釜段工	堤防詳細 点検結果 基盤漏水 の恐れ		
	80.9 82.1	(53.4) (54.6)	海谷右 岸	堤防高(流 下能力)大 一⑭		1,311 1,311				1,311 1,311			積土の う工			
				法崩れ大 一⑭		1,311 0			1,311 0		土のう 羽口工	堤防詳細 点検結果 裏法すべ り破壊の 恐れ				
				漏水大 一⑭		1,311 0			1,311 0		月輪工 釜段工	堤防詳細 点検結果 堤体漏水 の恐れ				
	82.2 82.4	(54.7) (54.9)	川前左 岸	漏水大 一⑮		130 0				130 0			月輪工 釜段工	(旧川跡、 S61.8・ H9.6実績)		



河川名	距離標		地区名及び 左右岸別	評定種別及び 図面番号	令和元年度評定				平成30年度評定				対策水防工法名	変更理由等	関連計画等	測所 水防警報対象観
	河口からの距離	新庄距離標			堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)					
					A	B	A	B	A	B	A	B				
	82.4 82.7	(54.9) (55.2)	川前左岸	漏水大-⑯		130 0				130 0			月輪工 釜段工	堤防詳細 点検結果 基盤漏水 の恐れ重 点監視区 間		
	82.5 82.9	(55.0) (55.4)	豊田右岸	堤防高(流 下能力) 大 一⑰ 漏水大-⑰		444 444				444 444			積土の う工 月輪工 釜段工	堤防詳細 点検結果 基盤漏水 の恐れ		
	82.61	(55.11)	川前・ 豊田左 右岸	亀井田橋大 一⑱				1				1	警戒巡 視	(流下能 力)		
	84.1 86.9	(56.6) (59.4)	大石田 右岸	堤防高(流 下能力) 大 一⑲		2,808 2,808				2,808 2,808			積土の う工			
	84.6 84.8	(57.1) (57.3)	黒滝左 岸	堤防高(流 下能力) 大 一⑳ 堤防断面大 一㉑	180 180				180 180				積土の う工 築き廻 し工	(家屋箇 所を対象) (無堤区 間) (無堤区 間)		
	84.98	(57.48)	黒滝・ 大石田 左右岸	黒滝橋大 一㉒				1				1	警戒巡 視	(流下能 力)		
	85.5 87.9	(58.0) (60.4)	横山左 岸	堤防高(流 下能力) 大 一㉓		2,639 2,639				2,639 2,639			積土の う工			
	86.7	(59.2)	大石田 右岸	堤防高(流 下能力) 大 一㉔	10 10				10 10				積土の う工	(大石田大 橋)		
	86.70	(59.20)	大石田 左右岸	大石田大橋 大-㉕			1				1		警戒巡 視	(桁下高不 足)		
	86.7	(59.2)	横山左 岸	堤防高(流 下能力) 大 一㉖	10 10				10 10				積土の う工	(大石田大 橋)		
	87.1 88.5	(59.6) (61.0)	今宿右 岸	堤防高(流 下能力) 大 一㉗		1,451 1,451				1,451 1,451			積土の う工			

河川名	距離標		地区名および左右岸別	評価種別及び図面番号	令和元年度評価				平成30年度評価				対策水防工法名	変更理由等	関連計画等	水防警報対象観測所		
	河口からの距離				堤防(m)		工作物(箇所)		堤防(m)		工作物(箇所)							
					A	B	A	B	A	B	A	B						
丹生川	0.0	1.0	豊田右岸	堤防高(流下能力)大-⑲		1,115	1,115				1,115	1,115						
	0.0	1.8	豊田右岸	漏水大-⑳		1,871	756				1,871	756			月輪工 釜段工	堤防詳細 点検結果 基盤漏水 の恐れ		
				法崩れ大-㉑		1,871	0				1,871	0			土のう 羽口工	堤防詳細 点検結果 裏法すべ り破壊の 恐れ		
	0.0	1.0	豊田左岸	堤防高(流下能力)大-㉒		895	895				895	895			積土の う工			
	0.0	1.8	豊田左岸	漏水大-㉓		1,879	985				1,879	985			月輪工 釜段工	堤防詳細 点検結果 基盤漏水 の恐れ		

河川名	距離標		地区名および左右岸別	評価種別及び図面番号	令和元年度評価			平成30年度評価			対策水防工法名	変更事由等	関連計画等	水防警報対象観測所
	河口からの距離	新庄距離標			工事施工(箇所)	新堤坊旧川跡(m)	陸開(箇所)	工事施工(箇所)	新堤坊旧川跡(m)	陸開(箇所)				
	85.1	(57.6)			大石田右岸	旧川跡注大-③		400	0					
85.5	(58.0)	大石田右岸	旧川跡注大-④		150	0		150	0		警戒巡視			
86.8	(59.3)	大石田右岸	旧川跡注大-④		150	0		150	0		警戒巡視			
87.0	(59.5)	大石田右岸	旧川跡注大-④		150	0		150	0		警戒巡視			

令和元年度 重要水防箇所別調書（県）

番号	水系別	河川名	図面対象番号	重要水防箇所								警報基準水位		備考 (重要となる理由)			
				左右岸別	地先名	合流点からの距離(km)	種別	堤防(m)		工作物(箇所)		新堤防・破堤跡・旧川	工事施工陸間		想定水防工法名	量水標	警戒水位
								A	B	A	B						
1	最上川	野尻川	1	左右	北村山郡大石田町鷹巣	1.3	堤防高		800					積土のう工	野黒沢	1.40	家屋5戸
2	最上川	丹生川	1	左右	北村山郡大石田町岩ヶ袋	2.0	堤防断面		600					木流し工	岩ヶ袋	2.40	家屋10戸

## 資料20-1 避難所予定場所調

### 避難所

No.	施設名	築年	耐震	震災	風水害等	施設電話番号 フアクシミリ	構造 面積 (㎡)	想定収容人数 4㎡/人	想定収容人数 8㎡/人	備考
1	大石田南小学校体育館	S 6 3	耐	○	○	35-5147	R C 平屋	200	100	遺体安置施設 (警察) ④
							35-5197			
2	大石田小学校体育館	S 5 0	△	△	△	35-2227	R C 平屋	200	100	H 2 2窓枠耐震改修済
							35-2297			
3	大石田北小学校体育館	S 5 6	△	○	○	35-2074	R C 平屋	180	90	遺体安置施設 (警察) ⑤
							35-6977			
4	大石田中学校体育館	H 2 1	耐	○	○	35-2120	R C 2階	300	150	
							35-4311			
5	町民交流センター	H 2 9	耐	○	○	35-2094	S R C 2階	135	68	
							35-2094			
6	横山地区総合センター	S 5 4	△	△	△		木造 2階	150	75	
7	大石田保育園	H 1 0	耐	○	○	35-2073	木造 平屋	150	75	
8	旧最北高等技術専門学校体育館	H 3	耐	○	○		R C 平屋	180	90	遺体安置施設 (警察) ①
9	クロスカルチャープラザ	H 2	耐	○	△	35-2220	R C 2階	350	175	遺体安置施設 (警察) ②
10	役場付属車庫	S 6 1	耐	-	-	35-2111	R C 2階	-	-	遺体安置施設 (警察) ③
							35-2118			
想定収容人数計								1845	923	

### 自主避難所

No.	施設名	築年	耐震	震災	風水害等	施設電話番号 フアクシミリ	構造 面積 (㎡)	想定収容人数 4㎡/人	想定収容人数 8㎡/人	備考
1	上ノ原公民館	S 6 3	耐	○	△		木造 2階	60	30	
2	来迎寺公民館	S 5 7	耐	○	○		木造 2階	50	25	
3	里公民館	H 8	耐	○	○		木造 2階	50	25	
4	田沢公民館	H 9	耐	○	○		木造 2階	40	20	
5	小菅公民館	H 7	耐	○	○		木造 2階	50	25	
6	新山寺公民館	S 5 5	△	△	○		木造 2階	50	25	
7	今宿公民館	S 5 7	耐	○	△		木造 2階	25	13	
8	東町公民館	H 1 4	耐	○	○		木造 2階	60	30	
9	本町公民館	S 5 2	△	△	△		木造 2階	25	13	
10	愛宕町公民館	H 9	耐	○	△		木造 2階	40	20	
11	南通公民館	H 1 6	耐	○	○		木造 2階	60	30	
12	朝日町公民館	S 4-	△	△	○		木造 2階	45	23	
13	庚申町公民館	S 5 9	耐	○	○		木造 2階	40	20	
14	八幡町公民館	S 4-	△	△	○		木造 2階	20	10	
15	井出公民館	S 5 7	耐	○	△		木造 2階	25	13	
16	曙町公民館	S 4 8	△	△	○		木造 2階	30	15	
17	栄町公民館	S 5 5	△	△	○		木造 2階	15	8	
18	岩ヶ袋公民館	S 5 5	△	△	△		木造 2階	65	33	

19	海谷公民館	H 1 1	耐	○	○	木造 2階 200	45	23	
20	鷹巣公民館	S 5 6	△	△	○	木造 2階 313	70	35	
21	豊田公民館	S 5 6	△	△	△	木造 2階 307	70	35	
22	川前公民館	S 5 8	耐	○	○	木造 2階 158	35	18	
23	駒籠公民館	S 4 8	△	△	△	木造 2階 360	80	40	
24	大浦公民館	H 1 0	耐	○	○	木造 2階 264	60	30	
25	白鷺公民館	H 1 0	耐	○	○	木造 2階 85	15	8	
26	ふるさと自然館次子	H 1 3	耐	○	○	35-4150 木造 平屋 35-4150 162	40	20	
27	あつたまりランド	H 5	耐	○	△	35-5353 R C 平屋 160	40	20	
							1,205	603	

### 福祉避難所

No.	施設名	所在地	受入対象者	電話番号	想定収容人数	備考
1	特別養護老人ホーム 仁風荘	大字大石田甲 574	高齢者、障がい者等及びその介助者 1名	35-2126	80人	
2	指定障害者支援施設 水明苑	大字横山 4042-3	高齢者、障がい者等及びその介助者 1名	35-5172	50人	
3	地域密着型特別養護老人ホーム ソーレ大石田	大字駒籠 413	高齢者、障がい者等及びその介助者 1名	53-1077	9人	

- ※ 避難所については、町が開設するものとし、自主避難所については、自主防災組織等が開設するものとする。
- ※ 耐震欄は昭和57年以降の建築施設について「耐」と表示し、昭和56年以前の建築施設は「△」と表示している。
- ※ △印の避難所等については、状況に応じて開設が可能と判断された場合は開設する。

## 資料20-2 避難地予定場所調

No.	施設名	所在地	施設電話番号	面積 (㎡)	収容人数	備考
			ファクシミリ			
1	大石田公園	大字大石田乙629-1	35-2111	3,600	1,200	大石田地区
			35-2118			
2	樋ノ口公園	緑町38	35-2111	1,600	330	大石田地区
			35-2118			
3	桂桜公園	緑町28	35-2111	9,000	3,000	大石田地区
			35-2118			
4	下河原公園	大字横山地内	35-2111	18,000	6,000	横山地区
			35-2118			
5	大石田南小学校グラウンド	大字田沢1544-3.	35-5147	7,313	2,400	田沢地区
			35-5197			
6	大石田小学校グラウンド	大字大石田乙105-1	35-2227	7,533	2,500	大石田地区
			35-2297			
7	大石田北小学校グラウンド	大字岩ヶ袋338-5	35-2074	16,279	5,400	亀井田地区
			35-6977			
8	大石田中学校グラウンド	大字大石田丁218-1	35-2120	16,000	5,300	大石田地区
			35-4311			

## 資料20-3 要配慮者利用施設

No.	施設名	所在地	電話番号	災害種別	備考
1	指定障害者支援施設 水明苑	大字横山 4042-3	35-5172	土砂・洪水	
2	地域密着型特別養護老人ホームソーレ大石田	大字駒籠 413	53-1077	洪水	
3	グループホームもも太郎さん	大石田町桂木町 2-3	35-5517	洪水	

## 資料21 水道水の緊急応援要請事務手続要領

1. 町長は災害時において、給水の緊急応援を受けようとするときは給水の緊急応援依頼書（下記様式）により知事に提出するものとする。
2. 給水の対価は、水道法第40条の規定による緊急応援によるときは、同条第2項の規定により、その他の場合は、その規定を準用するものとし、当事者は供給者と知事間とする。

給水の緊急応援依頼書

災害の概要	
被災地域	
供給地名(集落単位)	
給水人員	
供給期間	年 月 日から 年 月 日まで

## 資料22 ヘリコプター発着可能場所

### 防災ヘリコプター

No.	名称	所在地	ヘリポート 広さ (㎡)	ヘリポートの状況					緊急車の 到着時間 (分)
				水利 確保	中 型 全 日	中 型 昼	小 型 全 日	小 型 昼	
1	大石田南小学校	田沢1544-3	4,893	○				○	7
2	大石田小学校	大石田乙105-1	6,273	○		○			1
3	大石田北小学校	岩ヶ袋338-5	16,921	○	○				5
4	旧次年子小学校	次年子1025	13,500	○	○				18
5	大石田中学校	大石田丁218-1	8,000	○	○				1
6	下河原運動公園	横山地内	14,947	○	○				3

※水利確保…空中消火用の水利が付近で確保可能なヘリポート

中型全日…中型ヘリが全日発着可能

中型昼 …中型ヘリが昼間のみ発着可能

小型全日…小型ヘリが全日発着可能

小型昼 …小型ヘリが昼間のみ発着可能

### ドクターヘリコプター

No.	GPS番号	ランデブーポイント	冬季 (利用可○)	「冬季」以外の利用制限等
1	OB018	大石田中学校グラウンド		
2	OB019	北小学校グラウンド		
3	OB020	旧鷹巣小学校グラウンド		
4	OB021	旧豊田小学校グラウンド		
5	OB022	旧駒籠小学校グラウンド		
6	OB023	南小学校グラウンド		
7	OB024	旧次年子小学校グラウンド		
8	OB025	下河原グラウンド		
9	OB026	大石田中学校駐車場	○	
10	OB027	中山間地域活性化施設	○	
11	OB028	大石田町役場前駐車場		

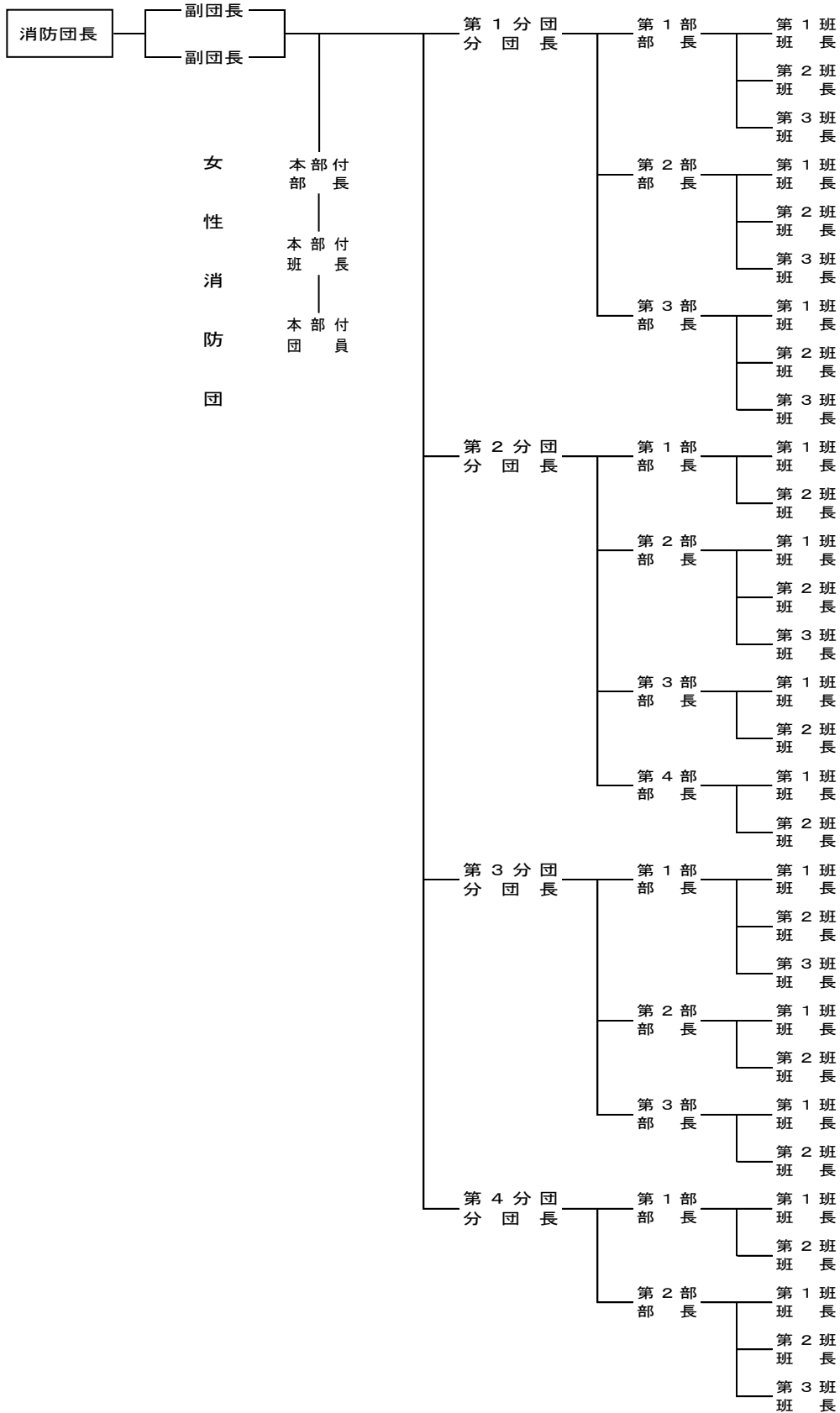


## 資料23 報道機関

No.	機関名	所在地	施設電話番号	摘要
			ファクシミリ	
1	NHK山形放送局	山形市桜町2-50	023-625-9511	
			023-325-9764	
2	YBC山形放送	山形市旅籠町二丁目5-12 山形メディアタワー	023-622-6161	新庄支社FAX 0233-23-5859
			023-635-1313	
3	YTS山形テレビ	山形市城西町五丁目4-1	023-645-1211	
			023-644-2991	
4	TUYテレビユー山形	山形市白山一丁目11-33	023-624-8111	
			023-624-8370	
5	SAYさくらんぼテレビ	山形市落合町85	023-635-2111	
			023-635-2110	
6	エフエム山形	山形市松山三丁目14-69	023-622-0804	
			023-625-2000	
7	山形新聞社	山形市旅籠町二丁目5-12 山形メディアタワー	023-622-5271	
			023-627-1041	
8	山形新聞尾花沢支社	尾花沢市新町一丁目16-12	0237-22-0165	
			0237-23-2747	
9	朝日新聞社 山形総局	山形市六日町7-10	023-622-4868	
			023-622-4871	
10	読売新聞社 山形支局	山形市あこや町三丁目15-27 エフエム山形2F	023-624-2121	
			023-624-0730	
11	毎日新聞社 山形支局	山形市七日町五丁目9-17	023-622-4201	
			023-628-2011	
12	産経新聞社 山形支局	山形市東原町三丁目12-8	023-623-0241	
			023-628-3018	
13	河北新報社 山形総局	山形市あこや町三丁目12-11	023-622-2411	
			023-642-5059	

# 資料24 消防団員の班編制

令和3年4月1日現在 定員380名



## 資料25 気象庁震度階級関連解説表

### 使用にあたっての留意事項

- 1 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- 2 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- 3 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- 4 この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- 5 この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- 6 この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もある。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もある。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がある。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	立っていることができず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

## 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区別した。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

## 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

## 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 <sup>※1</sup> や液状化 <sup>※2</sup> が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある <sup>※3</sup> 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

## ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まる可能性がある <sup>*</sup> 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある <sup>*</sup> 。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

## 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

（気象庁HPより）

## 資料26 災害救助法適用基準

### (1) 基準の内容

法による救助は、市町村の区域単位に、原則として同一原因の災害による市町村の被害が一定の程度に達し、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるとき、次により行われる（法第2条）。

ア 適用単位は、市町村の区域単位とする。

イ 同一の原因による災害によることを原則とする。

ただし、この例外として、

(ア) 同時又は相接近して、異なる原因による災害が発生した場合

(イ) 時間的に接近して、同一市町村内の別の地域に同種又は異なる災害が発生した場合においても、前の災害と社会的混乱の同一性が認められる場合は、これらの災害を一つの災害として取り扱う。

ウ 市町村又は県の人口に応じた一定数以上の住家の滅失があること。

エ 被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

### (2) 適用基準

法の適用基準は、法施行令第1条第1項に定めるところによるが、本県における具体的適用基準は次のとおりである。

ア 住家の滅失した世帯数が、当該市町村の人口に応じ、別表の1号適用基準以上であるとき（法施行令第1条第1項第1号）。

イ 被害が広範囲にわたり、県の区域内で住家の滅失世帯の総数が1,500世帯以上に達した場合であって、かつ、当該市町村の区域内で住家の滅失世帯数が別表の2号適用基準以上であるとき（法施行令第1条第1項第2号）。

ウ 被害が県下全域に及ぶ大災害で、県の区域内で住家の滅失世帯の総数が7,000世帯以上に達した場合であって、かつ、当該市町村の区域内で住家の滅失世帯数が多数であるとき（この場合の「多数」については、被害の態様や四囲の状況に応じて個々に判断すべきものである。）（法施行令第1条第1項第3号前段）。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であって、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき（法施行令第1条第1項第3号後段）。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたときであって厚生労働省令に定める基準に該当するとき。（法施行令第1条第1項第4号）。



(別表)

市町村別災害救助法適用基準被災世帯数早見表

市町村名	人 口	適用基準		市町村名	人 口	適用基準			
		1号	2号			1号	2号		
村	山形市	253,832	100	50	置 賜 庄 内	米沢市	85,953	80	40
	上山市	31,569	60	30		南陽市	32,285	60	30
	天童市	62,194	80	40		高畠町	23,882	50	25
	山辺町	14,369	50	25		川西町	15,751	50	25
	中山町	11,363	40	20		長井市	27,757	50	25
	寒河江市	41,256	60	30		小国町	7,868	40	20
	河北町	18,952	50	25		白鷹町	14,175	50	25
	西川町	5,636	40	20		飯豊町	7,304	40	20
	朝日町	7,119	40	20		鶴岡市	129,652	100	50
	大江町	8,472	40	20		三川町	7,728	40	20
	村山市	24,684	50	25		庄内町	21,666	50	25
	東根市	47,768	60	30		酒田市	106,244	100	50
	尾花沢市	16,953	50	25		遊佐町	14,207	50	25
	<b>大石田町</b>	<b>7,357</b>	<b>40</b>	<b>20</b>					
最 上	新庄市	36,894	60	30					
	金山町	5,829	40	20					
	最上町	8,902	40	20					
	舟形町	5,631	40	20					
	真室川町	8,137	40	20					
	大蔵村	3,412	30	15					
	鮭川村	4,317	30	15					
	戸沢村	4,773	40	20					
計					35	1,123,891			

注1：住家が滅失した世帯の数の算定は、次の方式による(法施行令第1条第2項)。  
 滅失世帯数=(全壊、全焼、流失)+(半壊、半焼)×1/2+(床上浸水等)×1/3  
 注2：人口は、平成27年10月1日現在の国勢調査の結果による。

## 資料27 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2. 避難に当たっての輸送費は別途計上 3. 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型仮設住宅 1. 規模 2. 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 基本額1戸当たり 5,714,000円以内 3. 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1. 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,610,000円以内であればよい。 2. 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3. 高齢者等の要援護者等を 数人以上収容する「福祉仮 設住宅」を設置できる。 4. 供与期間は2年以内。
		○ 借上型仮設住宅 1. 規模 建設型仮設住宅に準じる 2. 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、供与	1. 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2. 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1. 避難所に収容された者 2. 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1. 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2. 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	備蓄物資の価格は年度当初の評価額現物給付に限ること。					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全 壊 全 流	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
			冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		半 壊 半 流	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
			冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1. 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等 の実費 2. 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3. 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1. 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2. 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は、別途計上					
被災した住宅の応急修理	1. 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければならない程度に居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当たり ① 大規模半壊又は半壊若しく半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 ② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内						

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用できず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1. 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2. 文房具及び通学用品は、 3. 1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から1ヵ月以内  (文房具及び通学用品) 15日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1. 輸送費、人件費は、別途計上 2. 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等)  一時保存 1体当り 3,500円以内 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当り 5,400円以内	災害発生の日から10日以内	1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は、別途計上 3. 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当り 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	被災者の避難に係る支援 医療及び助産 被災者の救出 飲料水の供給 死体の搜索 死体の処理 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
費 弁 償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当り 医師、歯科医師 22,800円以内 薬剤師、診療放射線技師 臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士 15,900円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 15,700円以内 救急救命士 14,300円以内 土木技術、建築技術者 15,500円以内 大工 26,300円以内 左官 27,000円以内 とび職 24,200円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1. 時間外勤務手当 2. 賃金職員等雇上費 3. 旅費 4. 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5. 使用料及び賃借料 6. 通信運搬費 7. 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。  イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。



# 様式編





# 山形県災害報告取扱要領

## 1 趣旨

この要領は、市町村長が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第53条第1項、消防組織法（昭和22年法律第226号）第22条の規定に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第245号）及び山形県災害救助法施行細則（昭和35年県規則第4号）第1条によりなすべき災害報告について、統一した形式及び方法を定めるものとする。

## 2 災害の定義

「災害」とは、災害対策基本法第2条第1項第1号に定める災害をいう。

## 3 災害の報告

市町村長は、当該市町村の区域において災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において各総合支庁長を経由のうえ知事に報告するものとする。

ただし、各総合支庁長に報告できない場合にあっては知事に、知事に報告できない場合にあっては内閣総理大臣（総務省消防庁）に、一時的に報告先を変更するものとする。この場合において、連絡がとれるようになった後は、原則どおり報告するものとする。

なお、報告の方法は、防災行政無線電話、ファクシミリ等によるものとする。

## 4 報告の種類等

(1) 報告の種類及び様式は次の表のとおりとする。

報告の種類	様式	摘要
災害速報	第1号	災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した被害（状況）が把握できないとき
災害情報	第2～13	災害が発生したとき
災害中間報告	第14号	
災害確定報告		
災害年報	第15号	毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年1月31日現在で明らかになったものとする。

(2) 報告の提出期限は次のとおりとする。

- ア 災害速報 即時
- イ 災害情報 即時及び被害状況・対応状況の変動に伴い順次
- ウ 災害中間報告 消防防災課が指示するとき以降順次
- エ 災害確定報告 応急対策を終了した後10日以内
- オ 災害年報 2月15日

## 5 記入要領

各様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

### (1) 人的被害

- ア 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
- イ 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- ウ 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- エ 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

### (2) 住家被害

- ア 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- イ 「世帯」とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別居であれば2世帯とし、寄宿舎、下宿、これに類する施設に宿泊し、共同生活を営んでいるものは原則として1世帯とする。
- ウ 「全壊、全焼、流失」とは、住家滅失したもので具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が住家の延床面積の70%以上に達したものの、又は住家の主要構造部の被害額が、その時価の50%以上に達した程度のものとする。
- エ 「半壊、半焼」とは、住家の損壊、焼失が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊、焼失部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
- オ 「一部破損」とは、半壊、半焼にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。構造物が破損して半壊までいたらないもの。
- カ 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- キ 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

### (3) 非住家被害

- ア 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- イ 「公共建物」とは、例えば官公署庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- ウ 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫、納屋等の建物とする。
- エ 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

### (4) その他

- ア 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。

- イ 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- ウ 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- エ 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- オ 「病院」とは、医療法（昭和23年法律第20号）第1条に規定する病院及び診療所とする。
- カ 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- キ 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- ク 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止めその他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- ケ 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- コ 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- サ 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- シ 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- ス 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する船以外の船で、船体が没し航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- セ 「水道」とは上水道又は簡易水道で断水している戸数とする。
- ソ 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- タ 「電気」とは、災害により停電した戸数とする。
- チ 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数とする。
- ツ 「水道」「電話」「電気」及び「ガス」について、災害中間報告にあたっては、報告の時点で判断している最新の数値を記入するものとし、災害確定報告にあたっては、被害の最大値を記入するものとする。
- テ 「ブロック塀等」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- ト 「罹災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。
- ナ 「罹災者」とは、罹災世帯の構成員とする。
- ニ 「地すべり」とは、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第1項に規定する現象をいうものとする。
- ヌ 「がけ崩れ」とは、がけ地の崩壊をいうものとする。
- ネ 「土石流」とは、河床勾配が1/20以上の溪流において、水を含んだ土砂等が下流へ移動する現象をいうものとする。
- ノ 「火災発生」については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

(5) 被害金額

- ア 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- イ 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- ウ 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- エ 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- オ 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
- カ 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
- キ 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
- ク 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- ケ 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
- コ 「商工建物被害」とは、商店、工場等の被害とする。住宅と併用の場合は、住宅部分を除いた被害額とする。
- サ 「鉄道施設被害」とは、鉄道施設の被害とする。
- シ 「電信電話施設被害」とは、電信電話施設の被害とする。
- ス 「電力施設被害」とは、電力施設の被害とする。
- セ この要領において「被害額」とは原則として、施設等被害については、その施設等の再取得価格、又は復旧額、生産物被害については時価とする。

附則

この要領は、昭和53年5月10日から施行する。

附則

この要領は、昭和57年6月28日から施行する。

附則

この要領は、昭和60年1月1日から施行する。

附則

この要領は、平成8年5月1日から施行する。

附則

この要領は、平成9年10月15日から施行する。

## 様式 1 災害速報

様式第 1 号

災 害 速 報 ( 月 日 時 分現在)	
発信機関及び発信者	
受信機関及び受信者	
災 害 の 原 因	
災害発生(予測)年月日	年 月 日 時
災 害 発 生 場 所	大石田町
災 害 の 概 況 及 び 応 急 対 策 の 状 況	

(注) : 被害発生場所を5万分の1の図面に×印で付し (A4又はA3の部分図、以下の様式も同) 併せてファクシミリで送付すること。

## 様式2 人的被害情報

様式第2号

### 人的被害情報

報告機関名： No.

年 月 日 ( ) : 現在

整理 番号	被害の態様	場 所	被害発生		被災者氏名	被害の原因	備 考
			月	日			
			時	分			

- (注) 1 被害の態様の欄には、死亡、行方不明、重傷、軽傷等の別を記入すること。  
 2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。  
 3 備考の欄には、負傷者の傷害状況等を記入すること。

### 様式3 住家・非住家被害情報

様式第3号

#### 住家・非住家被害情報

報告先：

報告機関名：

No.

年 月 日 ( ) : 現在

##### 1 住家被害

整理 番号	被害の態様	場 所	被害発生		被害内容	被害の原因	復 旧		備 考
			月	日			月	日	
			時	分			時	分	

##### 2 非住家被害

整理 番号	被害の態様	場 所	被害発生		被害内容	被害の原因	復 旧		備 考
			月	日			月	日	
			時	分			時	分	

(注) 1 被害の態様の欄には、全壊〔全焼、全流出〕、半壊〔半壊〕、一部破損、床上浸水、床下浸水等の別を記入すること。

2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。

3 被害内容の欄には、被害が生じた棟数を、全壊、半壊の場合は世帯主名、世帯数、人数等も記入すること。

4 復旧の欄は、床上浸水、床下浸水の場合に記入することとし、見込の場合は見込と記入すること。

5 備考の欄には、住家被害の場合は住民の被害の有無等を、非住家被害の場合は被害が生じた建物名等を記入すること（避難状況については、様式第4号に記入すること）。

## 様式 4 住民避難情報

様式第 4 号

### 住民避難情報

報告先：

報告機関名： No.

年 月 日 ( ) : 現在

整理 番号	住民避難 の 原因	場 所	避難開始		住民避難 の 内 容	避難先	避難解消		備 考
			月 時	日 分			月 時	日 分	
					(世帯数) 世帯				
					(人数) 人				
					(世帯数) 世帯				
					(人数) 人				
					(世帯数) 世帯				
					(人数) 人				
					(世帯数) 世帯				
					(人数) 人				
					(世帯数) 世帯				
					(人数) 人				

- (注) 1 住民避難の原因の欄には、道路規制、土砂災害（崖崩れ、地滑り、土石流等）、住家被害（全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水等）等の別を記入すること。
- 2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
- 3 住民避難の内容の欄には、避難した世帯数、人数等も記入すること。
- 4 避難先の欄には、何々地内、施設名等まで記入すること。
- 5 避難解消の欄には、見込の場合は見込と記入すること。
- 6 備考の欄には、避難勧告の発令、解除等を記入すること。



## 様式5 道路規制情報

様式第5号

### 道路規制情報

報告先：

報告機関名：

No.

年 月 日 ( ) : 現在

整理 番号	路線名 (道路名)	区間・場所	規制理由	規制開始		規制内容	迂回路	規制解除		備考
				月	日			月	日	
				時	分			時	分	
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			

- (注) 1 道路そのものの被害が生じていなくとも、冠水、事前規制等により、道路が規制されている場合にも記入すること。
- 2 路線名の欄には、一般国道、主要地方道、一般県道、市町村道等の別も記入すること。
- 3 区間・場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
- 4 規制理由の欄には、土砂崩れ、路肩欠所、道路亀裂、落石、冠水、事前規制等の別を記入すること。
- 5 規制内容の欄には、全面通行止め、片側交互通行、重量制限等の別を記入すること。
- 6 迂回路の欄には、有無に○をつけ、有に○の場合は具体的な路線名を記入し、無に○の場合は備考の欄に道路不通等による孤立化の状況を記入すること。
- 7 規制解除の欄には、予定の場合は予定と記入すること。

## 様式6 河川被害情報

様式第6号

### 河川被害情報

報告先：

報告機関名： No.

年 月 日 ( ) : 現在

整 理 番 号	河 川 名	場 所	被害発生		被害内容	数 量	備 考
			月	日			
			時	分			

- (注) 1 河川名の欄には、一級河川（国管理）、一級河川（県管理）、二級河川、準用河川等の別も記入すること。
- 2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
- 3 被害内容の欄には、堤防決壊、護岸欠所、法面欠所等の別を記入すること。
- 4 数量の欄には、延長（m）、面積（㎡）、土量（m³）、等を記入すること。
- 5 備考の欄には、水防団の出動状況、住民の避難の有無等を記入すること（避難状況については、様式第4号に記入すること）。

## 様式7 土砂災害情報

様式第7号

### 土砂災害情報

報告先：

報告機関名： No.

年 月 日 ( ) : 現在

整 理 番 号	災 害 の 態 様	場 所	災 害 発 生		災 害 内 容	住 民 の 避 難 状 況	備 考
			月	日			
			時	分			
			時	分			
			時	分			
			時	分			
			時	分			

- (注) 1 災害の態様の欄には、崖崩れ、地滑り、土石流等の別を記入すること。  
 2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。  
 3 災害内容の欄には、災害の規模等を記入すること。  
 4 住民の避難状況の欄には、住民の避難の有無等を記入し、避難状況については、様式第4号に記入すること。  
 5 様式第5号に記入した分については除くこと。

## 様式8 ライフライン被害情報

様式第8号

### ライフライン被害情報

報告先：

報告機関名：

No.

年 月 日 ( ) : 現在

整 理 番 号	ライフライン の 種 別	場 所	被害発生		被 害 内 容	復 旧		備 考
			月	日		月	日	
			時	分		時	分	

- (注) 1 ライフラインの種別の欄には、水道、電話、電気等の別を記入すること。  
 2 場所の欄には、断水、送電不能、停電等の地域を記入すること。  
 3 被害内容の欄には、被害が生じた世帯数等を記入すること。  
 4 復旧の欄には、見込の場合は見込と記入すること。

## 様式9 その他被害情報（ 関係）

様式第9号

### その他被害情報（ 関係）

報告先：

報告機関名： No.

年 月 日（ ）： 現在

整 理 番 号	被 害 の 態 様	場 所	被害発生		被害の内容	被害の原因	備 考
			月	日			
			時	分			

- (注) 1 本葉は、農林、鉄道、文教施設の被害等について記入すること。  
 2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。  
 3 備考の欄には、応急対策の状況等を記入すること。

## 様式10 生活救援関係情報

様式第10号

### 生活救援関係情報

報告先：

報告機関名： No.

年 月 日 ( ) : 現在

整 理 番 号	避 難 施 設 名	場 所	避 難 者 数	避 難 者 内 訳	食料、飲料水、生活必需品等の不足状況
			人		

(注) 1 避難者内訳の欄には、できる限り男女別に幼児、小人（小学生～20歳未満）、大人（20歳以上～65歳未満）、高齢者（65歳以上）毎に記載すること。

## 様式11 医療救護関係情報 I

様式第11号

### 医療救護関係情報 I

報告先：

報告機関名： No.

年 月 日 ( ) : 現在

病院、診療所等の被害及び受入れ可能状況

整理番号	病院、診療所名	所在地	被害内容	診療の可否	収容可能人数

(注) 1 収容可能人数の欄には、総合病院等の場合は診療科目別に重傷者等の受け入れ可能な人数を記載すること。

2 既収容人数を ( ) 内書きで記入すること。

## 様式12 医療救護関係情報Ⅱ

様式第12号

### 医療救護関係情報Ⅱ

報告先：

報告機関名： No.

年 月 日 ( ) : 現在

人的被害状況

区 分	人 数 (人)	場 所	こ れ ま で の 対 応	市町村外病院への搬送必要者数及び内訳	備 考
死者	(計)				
行方不明者	(計)				
重傷者	(計)				
軽傷者	(計)				

(注) 1 市町村外病院への搬送必要者については、必要な診療科目別に記載すること。



## 様式13 医療救護関係情報Ⅲ

様式第13号

### 医療救護関係情報Ⅲ

報告先：

報告機関名： No.

年 月 日 ( ) : 現在

マンパワー及び医薬品等不足状況

整 理 番 号	場 所	不足するマンパワー		不足する医薬品等の 種 類 及 び 数 量	備 考
		医 師 人	看 護 婦 等 人		

- (注) 1 場所については、病院名や救護所名を記載すること。  
 2 医師については、必要な診療科名を記載すること。



# 様式15 災害年報

様式第15号

## 災 害 年 報

大石田町

区分		発生年月日		災害名		計	
		年	月	種別	単位		
人的被害	死者	人					
	行方不明者	人					
	負傷者	重傷	人				
		軽傷	人				
住家被害	全焼	棟					
		世帯					
		人					
	半焼	棟					
		世帯					
		人					
	一部破損	棟					
		世帯					
		人					
	床上浸水	棟					
		世帯					
		人					
床下浸水	棟						
	世帯						
	人						
非住家	公共建物	棟					
	その他	棟					
その他	田	流失・埋没	ha				
		冠水	ha				
	畑	流失・埋没	ha				
		冠水	ha				
	文教施設	箇所					
	病院	箇所					
	道路	箇所					
	橋りょう	箇所					
	河川	箇所					
	港湾	箇所					
	砂防	箇所					
	水道	箇所					
	清掃施設	箇所					
	鉄道不通	箇所					
	被害船舶	隻					
	水道	戸					
	電話	回線					
	電気	戸					
	ガス	戸					
	ブロック塀	箇所					
	地すべり	箇所					
がけ崩れ	箇所						
土石流	箇所						

区分		災害名							計
		発生年月日							
発生 火災	建	物	件						
	危	険	物	件					
	そ	の	他	件					
罹災世帯数			世帯						
罹災者数			人						
公立文教施設			千円						
農林水産業施設			千円						
公共土木施設			千円						
小計			千円						
農産被害			千円						
林産被害			千円						
畜産被害			千円						
水産被害			千円						
商工被害			千円						
商工建物被害			千円						
鉄道施設被害			千円						
電信電話施設被害			千円						
電力施設被害			千円						
その他			千円						
被害総額			千円						
災害 対策本部	設置		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
	解散		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
消防職員出動延人数									
消防職員出動延人数									
備考									

## 様式16 職員応援要請書

様式第16号

職 員 応 援 要 請 書  <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div>  殿          <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">印</div>	
要請の理由	
要請職員 別の人数	男子 名 女子 名 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">合計 名</div>
期 間	年 月 日～ 年 月 日 間
業 務 内 容	
勤 務 場 所	
そ の 他 参 考 事 項	

## 様式17 臨時雇上げ人夫勤務状況表

様式第17号

### 臨時雇上げ人夫勤務状況表

住 所	氏 名	年 齢	単 価	月分			基本賃金		割増賃金		計	備 考
				日	日		日 数	金 額	時 間	金 額		
				日	日							
		歳	円					円		円		
計	名	/	/	名	名							

- (注) 1. 救助種目ごとに別冊又は別項とすること。  
 2. 時間外勤務に従事させた場合はその時間数を「日別」欄に記入しておくこと。  
 3. 必要に応じ「賃金」受領欄を設けて差し支えないこと。  
 4. 適当な箇所に、勤務証明の奥書をしておくこと。

# 様式18-1 (1) 公用令書

様式第18-1号

( 1 ) 公 用 令 書

従事第 号

公 用 令 書

住 所

氏 名

災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり 従事  
協力を命ずる。

年 月 日

処分権者 氏名

印

従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備 考	

## 様式18-2 (2) 公用変更令書

様式第18-2号

### (2) 公用変更令書

変更第	号
公用変更令書	
住所	
氏名	
第71条 災害対策基本法 第78条 第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）にか	
かる処分を次の通り変更したので、同法施行令第34条第1項の規定によりこれを交付する。	
年 月 日	処分権者 氏名 <span style="float: right;">印</span>
変更した処分内容	

## 様式18-3 (3) 公用取消令書

様式第18-3号

### (3) 公用取消令書

取消第	号
公用取消令書	
住所	
氏名	
第71条 災害対策基本法 第78条 第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）にか	
かる処分を取り消したので、同法施行令第34条第1項の規定によりこれを交付する。	
年 月 日	処分権者 氏名 <span style="float: right;">印</span>

備考 1. 「保管」及び「管理・使用・収容」についての公用令書もある。



## 様式19 輸送記録簿

様式第19号

### 輸 送 記 録 簿

輸 送 月 日	目 的	輸 送 区 間 ( 距 離 )	借 上 等			修 繕					燃 料 費	実 支 出 額	備 考
			使 用 車 両 等		金 額	故 障 車 両 等		修 繕 月 日	修 繕 費	故 障 の 概 要			
			種 類	台 数		名 称 番 号	所 有 者 氏 名						
		km			円					円		円	

- (注) 1 「目的」欄は主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。  
 2 県又は市町村の車両等による場合は「備考」欄に車両番号を記入すること。  
 3 借上車両等による場合は、有無償の別を問わず記入すること。  
 4 借上等の「金額」欄は、運送費又は車両等の借上費を記入すること。  
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

## 様式20 燃料及び消耗品受払簿

様式第20号

### 燃 料 及 び 消 耗 品 受 払 簿

品 名					単 位					備 考
月日	購入又は受入先	数量	単価	金額	払出し先	数量	金額	残 数量	金額	

## 様式21 救護班活動状況簿

様式第21号

### 救 護 班 活 動 状 況 簿

班長 医師

⑩

月 日	市 町 村 名	患 者 数	措 置 の 概 要	死 体 検 案 数	修 繕 費	備 考
		人		人	円	
			////////////////////			
			////////////////////			
計						

(注)「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

## 様式22 救護班診療記録簿

様式第22号

### 救 護 班 診 療 記 録 簿

月 日	患 者 氏 名	住 所	年 齢	病 名	措 置 概 要	備 考

### 様式23 病院診療所医療実施状況

様式第23号

### 病院診療所医療実施状況

診療 機関名	患者氏名	診療期間	病名	診療区分		診療報酬 点数		金額	備考
				入院	通院	入院 点	通院 点		
		月 日						円	
計 機関	人			人	人				

(注)「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

### 様式24 医薬品衛生材料受払状況簿

様式第24号

### 医薬品衛生材料受払状況簿

救助の 種目別	月 日	品名	単位 呼称	数 量	金 額	購入先又 は受入先	払出し先	数 量	残 数量	備 考

## 様式25 救護班医薬品衛生材料使用簿

様式第25号

### 救護班医薬品衛生材料使用簿

班長 医師

⑩

医 薬 品 衛生材料品名	単位 呼称	単 価	摘 要	受	払	残	備 考
		円					
<div style="border-top: 1px dashed black; height: 10px; margin-bottom: 5px;"></div>							

- (注) 1 本簿は、救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を明らかにするものであること。  
 2 「摘要」欄に受入先を記入すること。  
 3 「備考」欄に払高数量（使用数量）に対する金額を記入しておくこと。

## 様式26 助産台帳

様式第26号

### 助 産 台 帳

分 べ ん 者			分べんの 日時場所	助 産 機 関 名	期 間	金 額	備 考
住 所	氏 名	年 齢					
		歳					
<div style="border-top: 1px dashed black; height: 10px; margin-bottom: 5px;"></div>							

## 様式27 避難所収容者名簿

様式第27号

### 避 難 所 収 容 者 名 簿

(名称)

避難所

氏 名	性 別	住 所	収 容 期 間	備 考
			月 日～月 日	
			月 日～月 日	
			月 日～月 日	
			月 日～月 日	
			月 日～月 日	
			月 日～月 日	
			月 日～月 日	
			月 日～月 日	
			月 日～月 日	
			月 日～月 日	
			月 日～月 日	
			月 日～月 日	
			月 日～月 日	
			月 日～月 日	
			月 日～月 日	
			月 日～月 日	
			月 日～月 日	
			月 日～月 日	
			月 日～月 日	
			月 日～月 日	

- (注) 1. この名簿は、避難所開設後速やかに作成すること。  
 2. 世帯主及び継続は、備考欄に記入すること。

## 様式28 避難者名簿（世帯単位・帰宅困難者）

避難者 → 名簿班

様式第28号

(避難所名 \_\_\_\_\_ )

No. \_\_\_\_\_

### 避難者名簿（世帯単位・帰宅困難者）

避難所組名 \_\_\_\_\_

①	世帯代表者氏名					住所			
②	入所年月日	年	月	日	電 話				
	家	ふりがな氏名	年齢	性別					災害弱者
				男		家屋の被害状況	全壊・半壊・一部損壊 断水・停電・ガス停止・電話不通		
				女				親族など	住所 氏名 電話
				男		連絡先			
				女					
				男		※ここに避難した人だけ書いてください。			
				女					ご家族に、入れ歯やめがねの不備、病気などの特別な配慮を必要とする方がいるなど、注意点があつたらお書き下さい。
			男						
			女						
③	他からの問い合わせがあつたとき、 住所、氏名を公表してもよいですか？				( よい よくない )	登録	*		
④	退出年月日				年	月	日	退所	*
	転出先 住 所							住宅	*
(氏名) 電 話									

- ◎ 避難所での生活支援を受けるために、必ず世帯主が①、②、③欄を記入して下さい。
- ◎ 帰宅困難者は、①、③欄を記入して下さい。
- ◎ 避難所を退所する時は、④を記入して下さい。

## 様式29-1 避難所状況報告書（初動期用）

様式第29-1号

避難所 → 災害対策本部

避難所状況報告書（初動期用）

災害対策本部：FAX（

）TEL（

）避難所名 \_\_\_\_\_

開設日時	月 日 時 分	避難種別	勸告・指示・自主避難	閉鎖日時	月 日 時 分	
第1報（参集後すぐ）			第2報（3時間後）		第3報（6時間後・閉鎖）	
送信者名		送信者名		送信者名		
災害対策本部受信者名		災害対策本部受信者名		災害対策本部受信者名		
報告日時	月 日 時 分	報告日時	月 日 時 分	報告日時	月 日 時 分	
受信手段	FAX・電話・伝令・その他（ ）	受信手段	FAX・電話・伝令・その他（ ）	受信手段	FAX・電話・伝令・その他（ ）	
受信先番号		受信先番号		受信先番号		
人数	約 人	人数	約 人	人数	約 人	
世帯	約 世帯	世帯	約 世帯	世帯	約 世帯	
周辺状況	建物安全確認	未実施・安全・要注意・危険	建物安全確認	未実施・安全・要注意・危険	建物安全確認	未実施・安全・要注意・危険
	人命救助	不要・必要（約 人）・不明	人命救助	不要・必要（約 人）・不明	人命救助	不要・必要（約 人）・不明
	延焼	なし・延焼中（約 件）・大火の危険	延焼	なし・延焼中（約 件）・大火の危険	延焼	なし・延焼中（約 件）・大火の危険
	土砂崩れ	未発見・あり・警戒中	土砂崩れ	未発見・あり・警戒中	土砂崩れ	未発見・あり・警戒中
	ライフライン	断水・停電・ガス停止・電話不通	ライフライン	断水・停電・ガス停止・電話不通	ライフライン	断水・停電・ガス停止・電話不通
	道路状況	通行可・渋滞・片側通行・通行不可	道路状況	通行可・渋滞・片側通行・通行不可	道路状況	通行可・渋滞・片側通行・通行不可
	建物倒壊	ほとんどなし・あり（約 件）・不明	建物倒壊	ほとんどなし・あり（約 件）・不明	建物倒壊	ほとんどなし・あり（約 件）・不明
※第1報においては、わかるものだけでよい。			避難者数増減見込み	増加・減少・変化なし	避難者数増減見込み	増加・減少・変化なし
緊急を要する事項（具体的に箇条書き）			緊急を要する事項（具体的に箇条書き）		緊急を要する事項（具体的に箇条書き）	
参集した行政担当者		参集した行政担当者		参集した行政担当者		
参集した施設管理者		参集した施設管理者		参集した施設管理者		

## 様式29-2 避難所状況報告書（第 報）

様式第29-2号

連絡・広報班 → 行政担当者 → 災害対策本部

### 避難所状況報告書 [第 報]

避難所名 \_\_\_\_\_

送 信 者 名		災害対策本部受信者名	
報 告 日 時		月 日 時 分	避難所FAX・TEL
世 帯 数		現在数 (A)	前日数 (B)      差引 (A-B)
内 訳	避 難 者	世帯	世帯      世帯
	被 災 者	世帯	世帯      世帯
	合 計	世帯	世帯      世帯
人 数		現在数 (A)	前日数 (B)      差引 (A-B)
内 訳	避 難 者	人	人      人
	被 災 者	人	人      人
	合 計	人	人      人
運 営 状 況	(避難者)組	編成済み・未編成	地 域 状 況
	避難所運営委員会	設置済み・未編成	
	運営班	編成済み・未編成	
		土砂崩れ	未 発 見 ・ あ り ・ 警 戒 中
		ライフライン	断水・停電・ガス停止・電話不通
		道路状況	通行可・渋滞・片側通行・通行不可
避難所運営会長名 連絡先 (TEL,FAX)			
		対応状況	今後の要求、展開
連 絡 事 項	総務班		
	名簿班		
	救護班		
	衛生班		
	連絡・広報班		
	行政担当者		
	施設管理者		
対処すべき、予見される事項（水、食料の過不足／物資の過不足／風邪などの発生状況 ／避難所の生活環境／避難者の雰囲気など）			





## 様式31 避難所用物品受払簿

様式第31号

No. \_\_\_\_\_

### 避難所用物品受払簿

避難所名 \_\_\_\_\_

品名	大分類		単位呼称	商品コード				記入者	備考
	中分類								
	小分類								
年	月	日	受入先	払出先	受	払	残	記入者	備考
.....月.....日現在における 数量の合計				受 入	払 出			残 高	

- ※ この用紙は、避難所で保管しておく。
- ※ 代金の決済が必要な場合は、備考欄のところに「支払伝票No.」を記入する。

## 様式32 食料供給関係受信票 兼 処理表

様式32号

避難所（保管） → 災害対策本部 → 本部食料担当（保管）

### 食料供給関係受信票 兼 処理表

No. \_\_\_\_\_

避難所	発信時刻                    月                    日    午前・午後                    時                    分					
	避難所	避難所名（住所）				
		発注依頼者（役職名）			FAX 電話	
	依頼	避難者用.....食 } 在宅被災者用.....食 }    計 .....食    うち 柔らかい食事 .....食				
その他の依頼内容						
災害対策本部	受信者名		本部食料担当 受信票受信者名			
	処理時刻                    日                    午前・午後                    時                    分					処理担当者
	処理結果・内容					
	避難者用.....食 } 在宅被災者用.....食 }    計 .....食    うち 柔らかい食事 .....食					
	発注業者			TEL FAX		
配送業者			TEL FAX			
到着確認時間                    日                    午前・午後                    時                    分                    処理担当者						

- 行政担当者は、FAXで依頼を行うことを原則とする。
- FAXでの依頼を行うことができない場合は、必ず控えを残す。
- 避難所の行政担当者は、受領時にその旨を災害対策本部へ連絡する。
- 災害対策本部の担当者は、受領確認時に「食料処理台帳」に記入する。
- 避難者用の中には、行政担当者、施設管理者の人数も含めるものとする。









## 様式37 食料品及び物資購入計画配分表

様式第37号

### 食料品及び物資購入計画配分表

年 月 日

世帯名	基本 合計額	品名						受領印
	(基本 額×人 員)	単価						
		個数						合計
人		小計						
	(基本 額×人 員)	単価						
		個数						合計
人		小計						
	(基本 額×人 員)	単価						
		個数						合計
人		小計						
	(基本 額×人 員)	単価						
		個数						合計
人		小計						
	(基本 額×人 員)	単価						
		個数						合計
人		小計						

(注) 計画は、世帯又は地区単位でおこない、受領印を押印すること。





### 様式39 障害物除去の実施状況記録簿

様式第39号

#### 障害物除去の実施状況記録簿

班

住家被害 程度区分	住 所	氏 名	除 去 に 要 し た 期 間	実 支 出 額	除去を要すべ き状態の概要	備考
			月 日～ 月 日			
-----						

### 様式40 障害物除去該当者

様式第40号

#### 障 害 物 除 去 該 当 者

順 位	被災者台帳番号	世帯主住所	氏 名	世帯 人員	職 業	被災世帯内訳					市町村民税			備 考	
						被保護世帯	身障世帯	老人世帯	母子世帯	要保護世帯	その他世帯	非課税	金等割		所得割
				人											
-----															
計			世帯												

## 様式41 死体搜索台帳

様式第41号

### 死 体 搜 索 台 帳

年 月 日	捜 索 人 員	搜 索 用 機 械 器 具								実 支 出 額	備 考
		名 称	借 上 費			修 繕 費			燃 料 費		
			数 量	所有者 管理者 氏 名	金 額	修 理 月 日	修 繕 費	修 繕 の 概 要			
					円				円	円	
計											

- (注) 1 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合のみ「金額」欄にその額を記入すること。
- 2 「修繕の概要」欄には、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

## 様式42 死体処理台帳

様式第42号

### 死 体 処 理 台 帳

処 理 年 月 日	及 び 場 所	死 亡 者		遺 族		洗 浄 等 の 費			死 体 一 時 保 存 料	検 案 料	実 支 出 額	備 考
		住所氏名	年 齢	住所氏名	の 死 亡 者 と の 関 係	品 名	数 量	金 額				
			歳					円	円	円	円	
計												

### 様式43 埋葬台帳

様式第43号

#### 埋 葬 台 帳

死 亡 年 月 日	埋 葬 年 月 日	死 亡 者		埋 葬 を 行 っ た 者		埋 葬 費				備 考	
		住 所 氏 名	年 齢	関 係	死 亡 者 と の 係	住 所 氏 名	棺 附 属 品 を 含 む	埋 葬 又 は 火 葬 科	骨 箱		計
			歳				円	円	円	円	
-----											

- (注) 1 埋葬を行った者が市町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入しておくこと。  
 2 市町村長等が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにしておくこと。  
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入しておくこと。

### 様式44 住宅応急修理該当者調

様式第44号

#### 住 宅 応 急 修 理 該 当 者 調

順 位	被 災 者 台 帳 番 号	世 帯 主 氏 名	住 所	世 帯 人 員	職 業	被 災 世 帯 内 訳						市 町 村 民 税		
						被 保 護 世 帯	身 障 世 帯	老 人 世 帯	母 子 世 帯	要 保 護 世 帯	そ の 他 の 世 帯	非 課 税	均 等 割	所 得 割

### 様式45 住宅応急修理記録簿

様式第45号

#### 住宅応急修理記録簿

番号	世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	備考
			月 日	円	
計	世帯				

### 様式46 応急仮設住宅入居者該当調

様式第46号

#### 応急仮設住宅入居者該当調

順位	被災者台帳番号	世帯主氏名	住所	世帯人員	職業	被災世帯内訳						市町村民税		
						被保護世帯	身障世帯	老人世帯	母子世帯	要保護世帯	その他の世帯	非課税	均等割	所得割

### 様式47 応急仮設住宅台帳

様式第47号

#### 応 急 仮 設 住 宅 台 帳

宅 応 急 仮 設 住 宅 番 号	世 帯 主 氏 名	家 族 数	所 在 地	構 造 区 分	面 積	敷 地 区 分	着 工 月 日	入 居 月 日	実 支 出 額	備 考

### 様式48 被災教科書一覧表

様式第48号

#### 被 災 教 科 書 一 覧 表

年 月 日現在

学校分

学年	発行者名	教科書 記号番号	教科書名	冊数	単価	金額	被害 区分	備考
					円	円		

- (注) 1 給与対象者分のみ。  
2 学校別に記載のこと。

## 様式49 学用品購入（配分）計画表

様式第49号

### 学用品購入（配分）計画表

品名	単価	小 学 生		中 学 生			合 計		備 考	
		小 学 区 分	児 童 数	数 量	金 額	生 徒 数	数 量	金 額		数 量
	円		人		円		人		円	
////	////	////	////	////	////	////	////	////	////	////
////	////	////	////	////	////	////	////	////	////	////

(注) 本表は、学用品のうち、文房具及び通学用品のみとし、教科書（教材を含む）については、別途適宜作成するものであること。

## 様式50 学用品給与状況簿

様式第50号

### 学 用 品 給 与 状 況 簿

学校名

学 年	児 童 (生徒) 氏 名	親 権 者 氏 名	給 与 月 日	給 与 品 の 内 訳										備 考						
				教 科 書				実 支 出 額	学 用 品				実 支 出 額							
				国 語	算 数	理 科			えん 筆	ノ ー ト	ナ イ フ									
////	////	////	////	////	////	////	////	////	////	////	////	////	////	////	////	////	////	////	////	////
////	////	////	////	////	////	////	////	////	////	////	////	////	////	////	////	////	////	////	////	////

学用品を上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者（学校長）

Ⓜ

- (注) 1 給与月日は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入すること。  
 2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

## 様式51 罹災者台帳

様式第51号

### 罹 災 者 台 帳

罹災者 台帳 番号	地区名 (住所)	世帯主 氏名	世帯 人員	職業	世帯類型別内訳						課税状況別内訳			世帯構成				小人内訳			備考		
					被 保護 世帯	身障 世帯	老人 世帯	母子 世帯	要 保護 世帯	その 他の 世帯	非 課税	課 税		大 人		小 人		乳 幼 児	小 学 生	中 学 生			
												均等割	所得割	男	女	男	女						
計																							



## 様式52 災害罹災者調査原票

様式第52号

災 害 罹 災 者 調 査 原 票					調査責任者職氏名 ( 年 月 日現在) 印					
世帯主氏名				住				連絡先		
被害の程度	全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水（土砂）（                      cm）、床下浸水（土砂）、一部破損									
住家の状況	自 家、借 家（間）		面積（                      m <sup>2</sup> ）、			住家、非住家		棟 数	棟	
家 族 の 状 況	氏 名	性 別	年 齢	職業（含在学校及び学年別）	死 亡	行方不明	重 傷	軽 傷	備 考	
課税の状況	非課税、均等割、所得割				世帯類型	被保護、身障、老人、母子、要保護、その他				
必要な救助	避難所、応急仮設住宅、炊出し、飲料水、被服寝具、医療、助産、救出、住宅応急修理、学用品、埋葬、死体搜索、死体処理、障害物除去、災害弔慰金、資金、（災害救護、                      ）									

# 様式53 罹災証明申請書

様式第53号

## 罹災証明申請書

年 月 日

大石田町長 殿

住所又は事業所所在地

申請者 \_\_\_\_\_

氏名又は職氏名

印

罹災物件所在地	
氏名又は名称	
罹災年月日 年 月 日	必要枚数 枚
備 考	

交付年月日	担当課長印	担当者印	交付番号	手数料
年 月 日			第 号	有料 円 免除





救 助 物 資

品 名	単 位	支 給 数 量	金 額	摘 要
	円		円	

見 舞 金 \_\_\_\_\_円

[記入要領]

- ① 「世帯」の定義は、住民基本台帳法に規定する同語の概念による。なお、住民基本台帳（住民票）に登載されていなくても、被災の事実があればこの台帳を作成する。
- ⑥ーア ・「行方不明」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある場合をいう。
- ⑥ーイ ・「住家」とは、人が起居できる設備のある建物、又は現に人が居住のために使用している建物をいう。土蔵、小屋等であっても、実際に人が居住している場合は、住家とみなす。
- ・「事業所等併用住宅」とは、販売業、不動産業、倉庫業等事業を営み、かつ同一家屋内に居住部分（住家）を有するものをいう。
  - ・「全壊（焼）」とは、家屋が滅失したもので、損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその家屋の延床面積の70%以上に達したもので、又は家屋の主要構造部の被害額がその家屋の時価の50%以上に達したものをいう。
  - ・「半壊（焼）」とは、家屋の損害（焼）部分の床面積が、延床面積の20%以上70%未満のもの、又は主要構造部の被害額が、その家屋の時価の20%以上70%未満のものをいう。
  - ・「一部損壊」とは、家屋の損壊程度が半壊（焼）に達しない程度のものをいう。
  - ・「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積等のため一時的に居住することができないものをいう。
- ⑥ーウ 「事業所等」とは、各種事業の用に供する店舗、事務所、工場、倉庫等で居住設備を持たないものをいう。
- ⑥ーエ 「その他」とは、「住家（事業所等併用住宅を含む）」、「事業所等」以外の建造物及び建造物以外の物で当該災害により実害を受けた場合をいう。
- (例) 神社仏閣、土蔵、倉庫（業務用を除く）、車庫、自動車、門扉、樹木等
- ⑥ーオ 「被害額」とは、当該災害によって蒙った物的損害を時価換算した金額をいう。ただし、この算定は罹災者自身が行うものとし、調査員が評価に加わってはならない。罹災者が算定不能と解答した場合は、その旨記載する。

## 様式56 陸上自衛隊の災害派遣について（依頼）

様式第56号

第 号

年 月 日

山形県知事

殿

大石田町長

### 陸上自衛隊の災害派遣について（依頼）

このことについて、下記により部隊の派遣を依頼します。

#### 記

- 1 災害の状況および派遣を要請する事由  
災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）  
派遣を要する事由
- 2 派遣を必要とする期間
- 3 派遣を希望する勢力およびその任務  
水防、消防、通信、防疫、給水、輸送、道路啓開等、人員装備の概要  
（特に船舶、航空機等特殊装備を必要とするとき）
- 4 派遣を希望する区域および活動  
派遣を希望する区域、連絡場所および連絡先活動内容
- 5 その他参考となるべき事項

## 様式57 陸上自衛隊の災害派遣の撤収について（依頼）

様式第57号

第 号

年 月 日

山形県知事

殿

大石田町長

### 陸上自衛隊の災害派遣の撤収について（依頼）

年 月 日付け、第 号で陸上自衛隊の災害派遣をいただきましたが、下記のとおり撤収を依頼いたします。

#### 記

1. 派遣依頼した区域

2. 撤収依頼の事由

3. 撤収希望日時 年 月 日 時 分

—— 追録加除一覧表 ——

追録の配布を受けたときは、その追録号数の内容現在年月日及び加除整理年月日を記入して下さい。

—— 台本 年 月 ——

追録号数	内 容 現 在	加 除 整 理	整 理 者 印
第 1 号	年 月 日	年 月 日	
第 2 号	年 月 日	年 月 日	
第 3 号	年 月 日	年 月 日	
第 4 号	年 月 日	年 月 日	
第 5 号	年 月 日	年 月 日	
第 6 号	年 月 日	年 月 日	
第 7 号	年 月 日	年 月 日	
第 8 号	年 月 日	年 月 日	
第 9 号	年 月 日	年 月 日	
第10号	年 月 日	年 月 日	
第11号	年 月 日	年 月 日	
第12号	年 月 日	年 月 日	
第13号	年 月 日	年 月 日	
第14号	年 月 日	年 月 日	
第15号	年 月 日	年 月 日	